

点検評価ポートフォリオ 大分県立看護科学大学

2022 年 5 月

はじめに

本学は、平成 10 年 4 月に県立の看護単科大学として開学し、建学の精神(①看護学の考究、②心豊かな人材の育成、③地域社会への貢献)に基づく教育と研究を行っている。平成 14 年度に大学院博士課程(前期)を、その 2 年後には博士課程(後期)を設置した。平成 18 年度には、大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、独立法人化した(いずれも公立の看護系単科大学としては初)。平成 20 年には、博士前期課程に NP(Nurse Practitioner)コースを設置、日本で初めて NP 養成を開始した。本学は「特定行為に係る看護師の指定研修制度」創設の平成 27 年 10 月に厚生労働省から特定行為研修を行う指定研修機関に指定された。

平成 21 年の保健師助産師看護師法の改正により、保健師と助産師の修業年限が 6 か月から 1 年に延長されたことを受けて、平成 23 年度から学部を看護師教育に特化し、保健師と助産師の教育は大学院修士課程に移行した(保健師で日本初)。平成 25 年度には、文科省の「地(知)の拠点整備事業(COC)」に「看護学生による予防的家庭訪問実習を通じた地域のまちづくり事業」が採択された。この時、養護教諭一種免許取得のための科目も開講した。このような先駆的取組みは、人間科学講座 7 研究室と看護学講座 11 研究室(令和 4 年度に 1 増)が教育・研究・社会貢献面で有機的に連携することで可能になっている。また、今後看護職が政策立案に従事する重要性を考慮し、令和 4 年度から「社会看護学研究室」を開設できるように準備を進めた。

1) 教育面の特徴

(1)科学的根拠に基づく判断・看護実践能力の育成

「人間科学講座」は、看護の対象であるヒト、人、人間を生物学的視点から心理社会的視点まで幅広く理解できる科目を配置し、健康科学実験等を通してエビデンスに基づいて考え判断する力を育てている。看護実践能力は、看護学実習と看護技術演習を組み合わせ段階的・組織的に育成し、卒業時に「一人で実践できる」レベルに到達すべき看護技術を示してポートフォリオ方式で達成を促している。卒業研究は、4 年次生が各研究室に配属され、一人一テーマで 1 年か

けて取り組む。科学的思考力、探索力を磨くと共に、発表会では論点を絞り、科学的に表現する力を磨く。

(2)国際的視野の育成

開学当初から韓国の大学と協定を結び、毎年学生交流を行ってきた。また、看護国際フォーラムを毎年開催し、世界最先端の動きに触れてきた。開学 20 周年を契機に開設された「未来応援基金」を用いて、令和 5 年度から、短期海外研修を希望する学生の学びを支援する制度を創設する。異文化交流体験を通して多様な価値観に触れ、文化社会的背景が人々の健康に及ぼす影響について理解を深める機会を提供する。

(3)時代の要請に応える地域志向の看護教育の強化

地域ケアに関して看護職に対する期待が高まる中、「予防的家庭訪問実習」を平成 27 年度から全学年の必修科目に位置づけ、地域志向の看護教育を逸早く導入し、全教員が参加して推進している。

大学院博士課程(前期)では高度実践者養成にも力を入れ、NP、保健師、助産師、看護管理・リカレントコースを設置し、実践者の底上げを図ると共に、県内への就職を促進し、教育と実践の好循環を促している。

2) 研究面の特徴

看護学と人間科学の教員が協働し、「NP」「健康増進」「予防的家庭訪問実習」プロジェクトを進めている。

教員の研究・教育力向上のために博士号の取得を昇任基準にも明示し、一部を除き准教授以上は全員が取得済みである。看護の教員も特許を申請できるようになってきた。

3) 地域社会への貢献—大分県の看護学の拠点—

県全体の看護実践力の向上を大学の使命ととらえ、看護研究交流センターを整備し、行政や看護職能との協働連携、実践者の看護研究支援、継続教育、産官学連携、学術ジャーナルの定期発刊等を積極的に推進している。

更に、大分県に中小規模病院が多いことを考慮し、本学が事務局となり、「中小規模病院等看護管理者支援事業」を、県・看護協会・看護管理者等と平成 29 年から継続している。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 事務組織に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「入学者選抜に関する改善の取組み」	37
取組み2 「教育改善の取組み(学部教育のカリキュラム改革)」	38
取組み3 「授業改善の取組み(FD活動, 授業評価, 教員評価)」	39
取組み4 「学生生活支援の取組み」	40
取組み5 「研究支援の取組み(科研費採択率向上, 学内競争的研究費, 企業とのマッチング)」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「予防的家庭訪問実習」	45
取組み2 「健康科学実験、卒業研究(科学的根拠に基づいた教育)」	46
取組み3 「大学院における高度実践者教育(NP,保健師,助産師,看護管理,リカレント)」	47
取組み4 「看護国際フォーラム」	48
取組み5 「大分県中小規模病院等看護管理者支援事業」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

大分県立看護科学大学

(2) 所在地

大分県大分市大字廻栖野 2944-9

(3) 学部等の構成

学部：看護学部

研究科：看護学研究科（博士課程（前期））、看護学研究科（博士課程（後期））

その他の組織：看護研究交流センター、附属図書館、研修・実習センター

(4) 学生数及び教職員数（令和4年5月1日現在）

学生：学部 326 名、大学院 84 名

教員：62 名（学長と助手 9 名を含む）

事務職員：20 名

(5) 理念と特徴

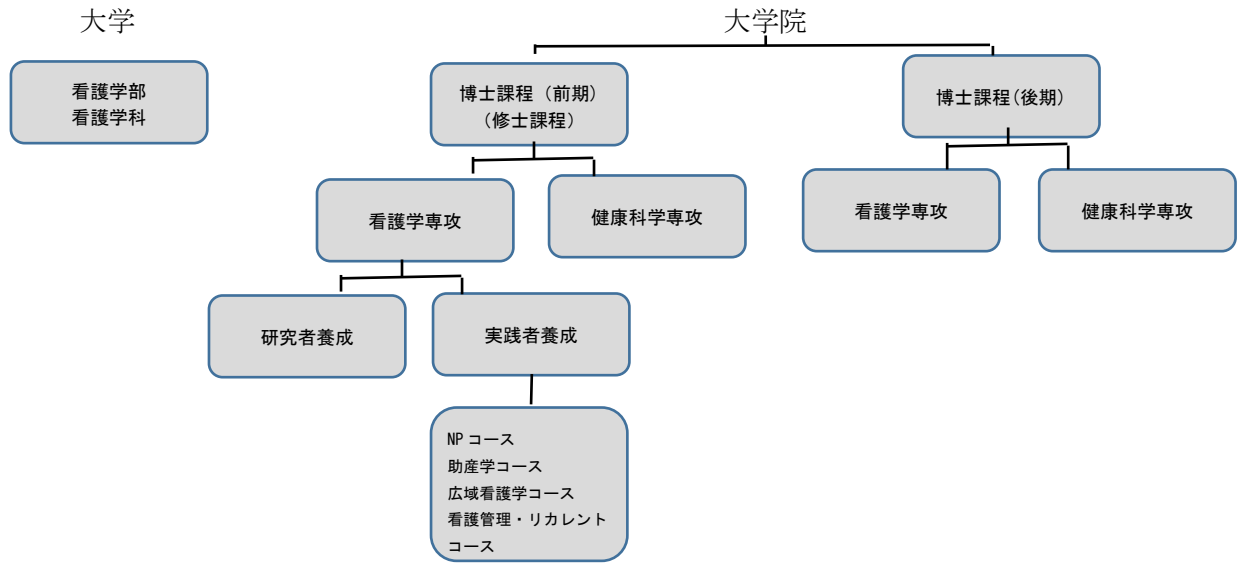
教育理念として、「社会で生活する人々に対する理解を深め、看護に関する専門知識・技術の修得とともに、豊かな人間性と幅広い視野や、科学的根拠に基づく問題解決能力など看護実践に関する総合的能力を養うことにより、地域社会における健康と福祉の向上に貢献し、看護の社会的使命を十分担うことのできる人材を育成する。さらに、看護学の進展に寄与できる人材を育成する。」ことを掲げている。

この教育理念を達成するための教育目標として以下の 6 項目をあげ、大学が育成しようとしている人材（学生像）を明示している。

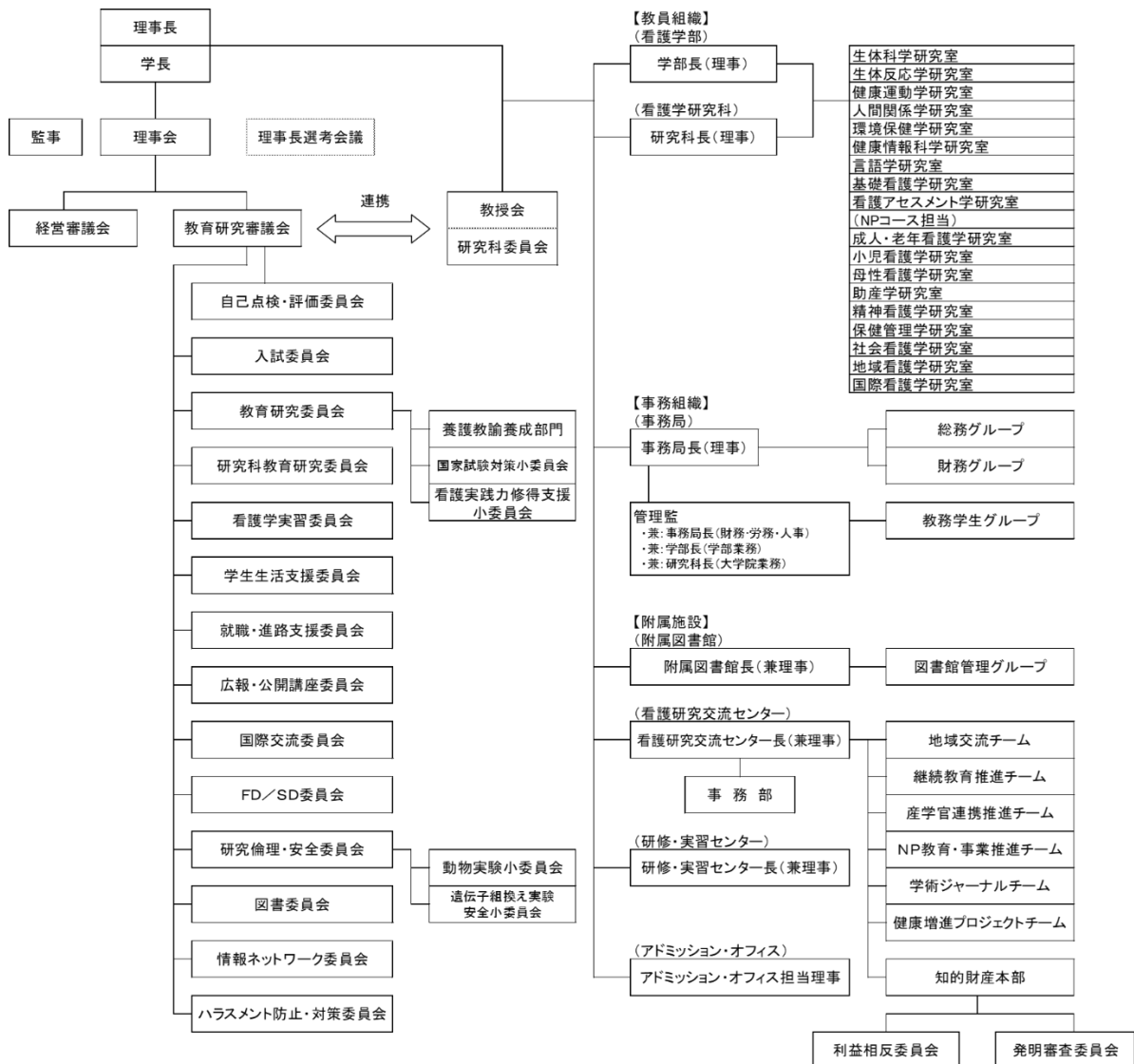
- 1) 生命に対する深い畏敬の念はもとより、人に対する深い理解と倫理観を基盤に人の喜びや苦しみを分かちあえる豊かな人間性を養う。
- 2) 人々を取り巻く生活環境や社会環境を総合的な視野から思考できる能力と、社会情勢の変化や科学の発達に対応できる自主的・創造的学習能力を養う。
- 3) 高度の専門知識・技術を修得するとともに、一人ひとりの看護ニーズに適切に対応できるように科学的根拠に基づく問題解決能力を養う。
- 4) 看護の果たすべき役割を理解し、看護をより有効に機能させるため、保健・医療・福祉等人間の健康を支援する社会システムとの連携・調整能力を養う。
- 5) 国際的な視野をもって、幅広く活動できる能力を養う。
- 6) 看護職者として、看護学の進展に寄与できる教育・研究の基礎的能力を養う。

(6) 大学組織図

【大学・大学院】

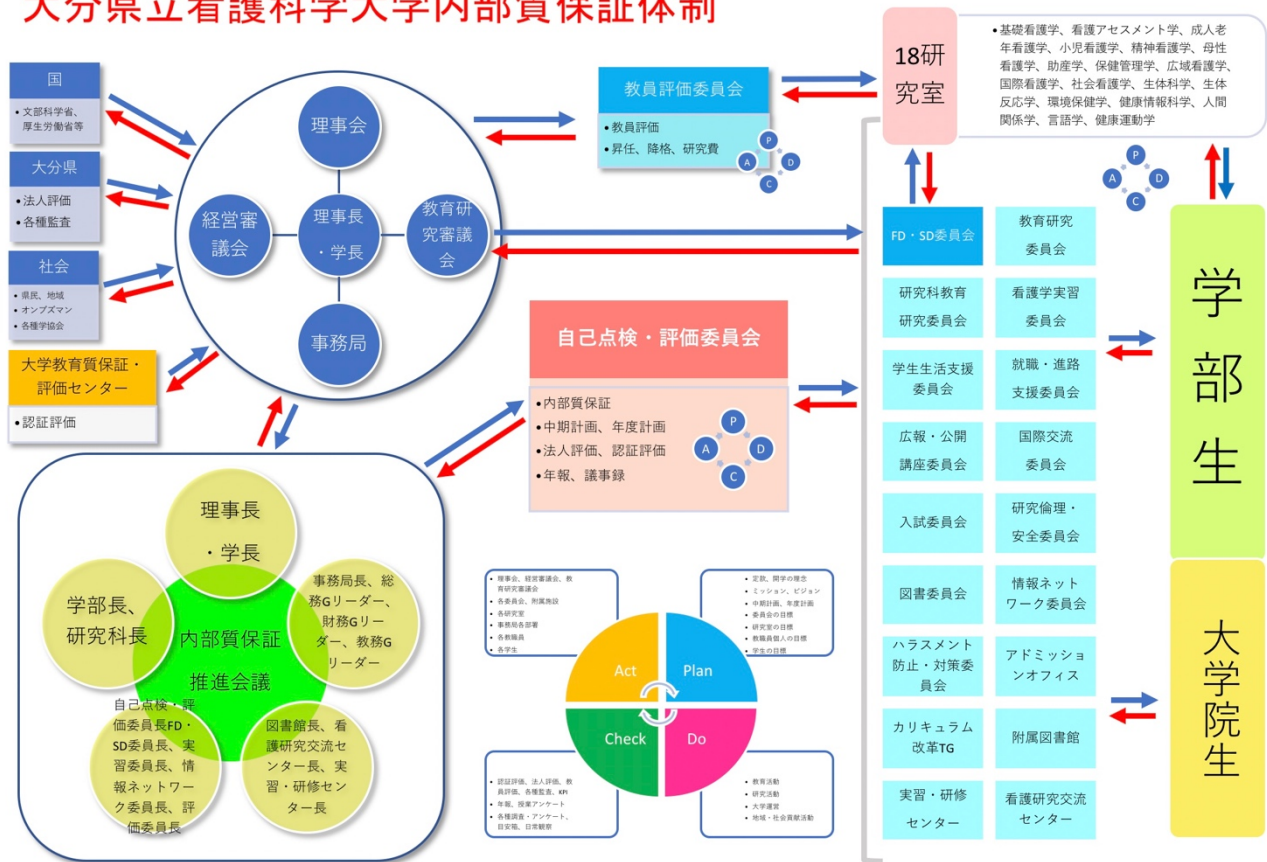


【法人組織図】



(7) 内部質保証体制図

大分県立看護科学大学内部質保証体制



内部質保証に関しては、教員個人、委員会、大学及び法人の3つのレベルでPDCAサイクルを回し、組織的、継続的な研究・教育の改善に取り組んでいる。

教員個人レベルでは、各教員はFD/SD委員会が学生に実施する授業アンケートの結果を参考にして、自分の授業を改善してゆく。また、年に1回の教員評価で自己評価書を作成し、自分の1年間の教育、研究、大学運営、社会貢献を振り返り、前年度の教員評価で設定した目標を達成したかを自己評価する。この自己評価書をもとに、教員評価委員会が教員評価を実施して各教員に評価結果を返却するとともに、昇任人事や大学運営に活用している。また、FD/SD委員会は教職員の能力の向上に必要なFD/SD研修会を主催し、さらに他団体が主催する研修会の情報を提供し、参加を推進している。

委員会レベルでは、各委員会が中期計画に基づいた年度計画を作成し、これを自己点検・評価委員会がまとめて大学の年度計画を作成し、理事会の承認を得て設置団体である県に提出している。この年度計画については毎年、自己点検・評価委員会が中心となって実施報告書を作成し、県が設置する地方独立行政法人評価委員会外部審査員に評価され、評価結果は新聞にも掲載される。また、学部・大学院教育に関連する委員会では、在学生、卒業生、修了生に調査を実施し、教育の改善に活用している。一方、毎年、自己点検・評価委員会が中心となって年報を編集しており、各委員会はこれに一年間の活動を記載して自己評価するとともに次年度の課題を記載する。この年報は毎年、大学HPに掲載されている。これらの委員会活動に関しては、自己点検・評価委員会が年報、各委員会議事録、教育研究審議会議事録をチェックし、確認や指摘をしている。

大学及び法人レベルでは、中期計画を作成し、中期計画及び年度計画に沿って運営を進め、地方独立行政法人評価委員会の評価を受け、改善に取り組んでいる。また、認証評価については、自己点検・評価委員会がポートフォリオを編集し、評価結果は内部質保証推進会議で確認し、教育研究審議会で取り上げ、各委員会が改善に取り組んでいる。一方、国や県の法改正や指示、学協会からの要望、各種監査、オンブズマン、地域住民をはじめ学外理事や経営審議会委員からの指摘を受けて、随時、理事長や理事、担当委員会や事務局が中心となって改善に取り組んでいる。なお、本学では理事会、経営審議会、教育研究審議会、全ての委員会等に事務局メンバーが委員及び事務局として関わっており、これが迅速な規程の改正や円滑な大学運営を可能にしている。

大学の目的

1. 大分県立看護科学大学学則

(目的)

第1条 大分県立看護科学大学(以下「本学」という。)は、看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請にこたえることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。

2. 大分県立看護科学大学大学院学則

(目的)

第1条 大分県立看護科学大学大学院(以下「本大学院」という。)は、看護学及び関連領域の理論及び応用の教授研究を通して、より高い専門性を有し、看護の実践、教育及び研究において指導的役割を果たすことのできる人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学の進展に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 目的</p> <p>本学は、「看護学の考究」「心豊かな人材の育成」「地域社会への貢献」から成る「建学の精神」を定めている。この「建学の精神」は、当該大学のすべての基本としている。本学の目的は、大分県立看護科学大学学則（以下、学則と表す）第1条に定めている。本学の目的は、大学ウェブサイトをはじめ、大学案内、学生募集要項、学生便覧等に広く公開している。</p> <p>また、学生便覧には、当該大学の人財育成方針を教育理念として示し、そのために養うべき能力を教育目標として提示している。建学の精神に基づき、学部教育と大学院教育の学則を定め、大学の目的に適合した教育理念・目標をあげ人材を養成することが明確にされている。</p> <p>「建学の精神」にうたう「看護学の考究」とは、看護学を科学的な視点から追求し、看護学の進化、伝承に努めることであり、「心豊かな人材の育成」とは、単なる知識・技術の伝承のみならず、倫理・道徳観をもち、感性に優れた学生を育てることである。これらの点において、本学は、学校教育法第83条第1項に適合している。また、「建学の精神」のもう一つの柱である「地域社会への貢献」は、学校教育法第82条第2項に合致する。これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学に求められる目的に適合していると判断する。</p> <p>2 組織</p> <p>看護学部には、看護学科1学科が置かれ、教育理念、教育目標に即した、看護学の発展に寄与できる教育の推進を図るために4つの大講座、人間科学講座、看護基礎科学講座、専門看護学講座、広域看護学講座と18の科目群（研究室）と看護研究交流センターを設けている（表I-1）。</p> <p>看護の基礎教育においては、「ヒト、人、人間」（人間の身体、こころ、環境や社会との関係）に対する理解を深め、看護サービスを受ける人のニーズに沿った看護を提供できるための専門知識・技術を習得させるとともに、豊かな人間性と幅広い視野を育成し、総合的な判断力を備えた自律した看護師を育成することを目指している。そのため、看護学関連の3つの大講座のほか、看護学を発展させていくための基盤となる学問を担う人間科学講座を設け、相互の有機的な連携を図りながら、教育研究を実施する体制を</p>	<p>とっている。さらに、看護研究交流センターは、「建学の精神」と教育理念に基づき、「予防的家庭訪問実習」を通して、地域で学ぶ教育を行っている。以上、教育課程においては、4大講座（18科目群）及び看護研究交流センターが有機的な連携をとり、日常的に教育理念に示す教育を具現化している。</p> <p>表 I-1 4大講座と18科目群</p> <table border="1" data-bbox="774 566 1321 1294"> <tr> <td>広域看護学講座</td> <td>国際看護学 保健管理学 社会看護学 地域看護学</td> </tr> <tr> <td>専門看護学講座</td> <td>助産学 母性看護学 小児看護学 精神看護学 成人・老年看護学</td> </tr> <tr> <td>基礎看護科学講座</td> <td>看護アセスメント学 基礎看護学</td> </tr> <tr> <td>人間科学講座</td> <td>人間関係学 健康運動学 健康情報学 言語学 環境保健学 生体反応学 生体科学</td> </tr> <tr> <td colspan="2">看護研究交流センター</td> </tr> </table> <p>3 収容定員</p> <p>収容定員は学則第4条に定めており、入学者数が入学定員を大幅に超える又は下回る状況にはない。看護学部の入学定員と収容定員、入学者数と学生数は、下記に示す通りである。</p> <p>入学定員 80名、入学者数 80名、収容定員 320名、学生数 326名（令和4年度5月1日時点）。</p> <p>4 名称</p> <p>本学の名称は、「建学の精神」及び教育理念に基づくものであり、学部の教育研究上及び人材養成に関する目的に鑑みて、適当である。</p>	広域看護学講座	国際看護学 保健管理学 社会看護学 地域看護学	専門看護学講座	助産学 母性看護学 小児看護学 精神看護学 成人・老年看護学	基礎看護科学講座	看護アセスメント学 基礎看護学	人間科学講座	人間関係学 健康運動学 健康情報学 言語学 環境保健学 生体反応学 生体科学	看護研究交流センター	
広域看護学講座	国際看護学 保健管理学 社会看護学 地域看護学										
専門看護学講座	助産学 母性看護学 小児看護学 精神看護学 成人・老年看護学										
基礎看護科学講座	看護アセスメント学 基礎看護学										
人間科学講座	人間関係学 健康運動学 健康情報学 言語学 環境保健学 生体反応学 生体科学										
看護研究交流センター											
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>										
<p>優れた点</p>	<p>看護学と人間科学講座が有機的に連携を図りながら教育研究を実施する体制を取っている。</p>										
<p>改善を要する点</p>											

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	大分県立看護科学大学学則 第1条（目的） 大分県立看護科学大学 建学の精神 大分県立看護科学大学 教育理念、教育目標
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	（同上）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	（同上）
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	大分県立看護科学大学学則 第2条（構成） 第3条（職員）
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	（同上）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	該当なし
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	大分県立看護科学大学学則 第2条（構成） 第3条（職員） 過去5年間の入試実施状況 収容定員・入学者数等
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	大分県立看護科学大学学則 第1条（目的）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

<p>1 教育研究の目的 平成 14 年に開設した大学院の目的は、大分県立看護科学大学大学院学則第 1 条に定めている。これは、本学の建学の精神「看護学の考究」「心豊かな人材の育成」「地域社会への貢献」に基づいたものである。教育研究の目的及び内容は、学校教育法第 99 条及び大学院設置基準第 1 条の 2 に則したものである。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 本学大学院は、教育研究上の基本組織として大学院学則第 2 条により大学院博士課程看護学研究科の前期課程（修士課程に相当）と後期課程（博士課程に相当）の両方に看護学専攻及び健康科学専攻を設置している。このうち前期課程の看護学専攻には 5 つのコース（広域看護学、助産学、看護管理・リカレント、NP、研究者養成）がある。研究科委員会は役員ほか全ての研究室の講師以上の教員及び職員から構成されており、実際の大学院教育には全ての研究室及び助手以上の全ての教員が担当している。教員数及びその構成に示すとおり、大学院設置基準に照らして適切である。</p>	<p>3 収容定員 近年の自然災害の増加や新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、設置団体である大分県からの要請もあり、保健師を養成する博士課程（前期）（修士課程に相当）広域看護学コースの定員を 5 名から 10 名に増員した。 総志願者数は常に定員を上回っており、また、減少傾向にあるわけではないが、近年、特定のコースの志願者が定員に満たず、特に令和 3 年度は総定員を大幅に割った。これにはコースによっては学力が伴わず、不合格となる受験生の存在も一因である。これに関して、理事会、教育研究審議会、研究科教育研究委員会で改善策の協議を行い、助産学コースと広域看護学コースの特別選抜（内部進学）、NP コースの地域枠、同コースの特別選抜の制度を導入した。また、夜間を実施している NP コースの講義を昼間にも受講できるようにし、また、全て遠隔で受講できるようにした。これらの対策の成果もあり、令和 4 年度の入学者は増加した。</p> <p>4 研究科及び専攻の名称 研究科及び専攻の名称は、教育研究の目的及び修了時に授与される学位の名称に照らして適当でありふさわしいものである。</p>
自己評価結果	自己点検・評価内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	時代・社会の要求に応えるために、広域看護学コース（保健師養成）の定員を増やした。受験生を増やすため、特別選抜や地域枠、昼夜開講、遠隔講義等を導入した。
改善を要する点	博士課程として前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前者を修士課程として取り扱っているため、前期と後期の目的を別々に設定していない。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	大分県立看護科学大学大学院学則 第1条(目的) ②は該当しない
	大学院設置基準	
②	第一条の二(教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	大分県立看護科学大学大学院学則 第1条(目的)
③	第二条(大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	大分県立看護科学大学大学院学則 第2条(構成)
④	第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	大分県立看護科学大学大学院学則 第1条(目的) 第2条(構成) 第10条(修業年限) 第11条(在学年限) 第21条の2(長期にわたる教育課程の履修) 第35条(博士課程の修了)
⑤	第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。	大分県立看護科学大学大学院学則 第1条(目的) 第2条(構成) 第10条(修業年限) 第11条(在学年限) 第21条の2(長期にわたる教育課程の履修)
⑥	第五条(研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	大分県立看護科学大学大学院学則 第3条(職員) 教員数及び平均年齢等の状況
⑦	第六条(専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	大分県立看護科学大学大学院学則 第2条(構成) 2は該当しない
⑧	第十条(収容定員) 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	大分県立看護科学大学大学院学則 第2条(構成) 平成28～31年度入学者選抜結果 令和2、3年度入学者選抜結果 2は該当しない
⑨	第二十二條の四(研究科等の名称) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	大分県立看護科学大学大学院学則 第2条(構成)

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 教授会 教授会は、学則第8条第2項の規定に基づき、教授会に関して必要な事項を定めている。教授会の構成員は、学長、学部長、教授、准教授及び講師から組織される。教授会は、学生の入学、卒業や学位の授与に関する事項、その他、教育研究に関する事項について審議を行う際に開催している。</p> <p>2 教員組織 理事会のもとに経営審議会と教育研究審議会が設置されている。理事会及び教育研究審議会は、各規定に沿って運営している。 経営審議会は、学外理事や学外委員より、教育・研究、地域貢献、経営戦略、報道関係、保健医療関係等の専門的知見から助言を得られ、教育活動を行ううえで重要な組織としての役割を果たしている。 教育研究審議会は、自己点検・評価委員会、教育研究委員会、研究科教育委員会など、14の専門委員会を設置している。各委員会は、各種委員会規程及びそれに定める事務分掌により、必要な活動を遂行している。教育研究審議会の構成員は、学長、学内理事、18科目群(研究室)の責任者、委員会の委員長、学部委員をもって構成している。これらの委員会において、学部と大学院の教育課程、教育方法、学生生活、学生の在籍に関する事項などを検討している。学士課程における教育についても、年11回開催される教育研究審議会にて審議や報告が行われる。</p>	<p>(1) 教員数 全教員62名(令和4年5月現在、非常勤助手、臨時助手を含む)は、研究室または看護研究交流センターに所属し、学部教育に関わっている。職位別の教員数を表I-2に示す。教授数及び教員数は、大学設置基準を満たし、職位、年齢構成ともに概ねバランスが取れている。</p> <p>(2) 教員の選考 本学の教授、准教授、講師、助教及び助手の採用及び昇任の選考については、必要事項を大分県立看護科学大学教員選考規程に基づき行っている。採用及び昇任に係る選考は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第4章「教員の資格」により、教育研究審議会(以下「審議会」という。)において審議し、理事会の議に基づき理事長が行うこととされ、本学においても適切な対応を行っている。</p> <p>(3) 授業科目の担当状況 表I-3に示すとおり、専門基礎科目及び看護専門科目の必修科目と選択科目は専任教員が担当している。看護の演習、実習は主担当教員に加え、助手を含む同じ領域の教員が補助にあたっている。一般教養科目の選択科目については科目数が9科目と少なく、非常勤講師で補っている。なお、非常勤講師の採用にあたっては「非常勤講師人事選考に関わる申し合わせ」に基づき選考を行っている。</p>
--	---

表I-2 看護学部における専任教員の職位及び年齢の構成 (令和4年5月1日現在)

職位/年代	60~69	50~59	40~49	30~39	29以下	合計
教授(人)	10	4	0	0	0	14
准教授(人)	2	9	3	0	0	14
講師(人)	0	2	1	1	0	4
助教(人)	0	3	8	8	1	20
助手(人)	0	0	1	0	2	3
合計(人)	12	18	13	9	3	55
年齢割合(%)	21.8	32.7	23.6	16.4	5.5	100.0

表I-3 専任教員による科目担当の割合 (令和4年5月1日現在)

科目分類	必修科目	選択必修科目	選択科目
一般教養科目	90%		11%
専門基礎科目	93%		100%
看護専門科目	100%		100%

※詳細は看護学部の授業科目の担当状況を参照

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教育研究審議会において教育や大学運営について検討する場が定期的開催されている。 専門基礎科目及び看護専門科目の必修科目と選択科目は専任教員が担当している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>大分県立看護科学大学学則 第8条（教授会） 大分県立看護科学大学教授会規程</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	<p>大分県立看護科学大学学則 第4条～第10条（第1章総則） 公立大学法人大分県立看護科学大学教員選考規程 教員情報</p>
③	<p>第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<p>シラバス（看護学部）</p>
④	<p>第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	<p>公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則 公立大学法人大分県立看護科学大学職員の身分取扱いに関する規程 公立大学法人大分県立看護科学大学職員兼業規程</p>
⑤	<p>第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 ※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>（同上）</p>

ロ 教員組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

<p>教員組織</p> <p>（１）教員配置 大学院の教員は、大学院学則第 3 条に記載されているように、大学（看護学部）の教員が兼務している。 大学院の専任教員数、職位及び年齢構成は表 I -2 の助教以上とほぼ同じであり（学位の有無のため若干異なる）、特定の年齢範囲に偏っておらず、大学院設置基準を満たしている。 研究指導教員数は表 I -4 に示した通り、博士課程前期が 34 名、後期が 23 名と大学院設置基準の各 6 名を大幅に上回っているが、教授の割合が 2/3 を満たしていない。しかし、教授の人数を見ると、博士課程前期で 13 名、後期で 11 名と大学院設置基準の各 4 名の約 3 倍であり、教育上、支障がないばかりか、むしろ博士号を有する多くの教授により、幅広くかつ高水準の指導を可能としている。</p> <p>（２）教員の選考等 教員の昇任や採用では、「大分県立看護科学大学教員昇任に関する選考基準」に基づいて選考を行っている。ここでは、大学院設置基準第 9 条に則して客観的な基準を設定しており、昇任の場合は毎年、教員評価委員会が実施している「教育」、「研究」、「社会貢献」、「大学運営」からなる教員評価の結果を活用している。</p>	<p>（３）教育研究の組織体系 大学院の最高決定機関は研究科委員会であり、講師以上の教員全員がメンバーとなっている。研究科委員会の長である研究科長は教育・研究担当理事であり、研究科教育研究委員長と看護研究交流センター長を兼任している。この研究科教育研究委員会が実質的な研究科の運営を行っており、平成 30 年度からは大学院入試も担当することとなり、入学から修了まで大学院全体を俯瞰して大学院教育の改善に取り組めるようになった。また、看護研究交流センターには NP 教育・事業推進チームを設置し、NP 教育を企画・運営・改善だけではなく、日本 NP 教育大学院協議会の委託を受け、NP 資格認定試験の運営と日本 NP 学会の運営にも携わっている。</p>
--	--

表 I -4 専攻別の研究指導教員数及び研究指導補助教員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

		大学院設置基準(保健衛生学関係)				本学			
		研究指導教員	教授(原則 2/3 以上)	研究指導補助教員	合計	研究指導教員	教授	研究指導補助教員	合計
博士課程 前期	看護学 専攻	6	4	6	12	19*	7	16**	35
	健康科学 専攻	6	4	6	12	13*	4	2**	15
博士課程 後期	看護学 専攻	6	4	6	12	13***	7	4****	17
	健康科学 専攻	6	4	6	12	10***	4	2****	12

*講師以上（修士以上），**助教（修士以上），***准教授以上(博士)，****講師（博士）

自己評価結果	自己点検・評価内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	研究指導教員が多く、教授の人数も多い。
改善を要する点	研究指導教員数における教授の割合が 2/3 未満である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学院設置基準</p>	
①	<p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>大分県立看護科学大学大学院学則 第3条（職員） 第4条（研究科長） 第5条（研究科委員会）</p> <p>大分県立看護科学大学教員昇任に関する選考基準</p> <p>教員数及び平均年齢等の状況</p> <p>令和4年度大学院学生便覧 p30「修士・博士の指導教員に関するガイドライン」</p> <p>6は該当しない （同上）</p>
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<p>6は該当しない （同上）</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	<p>教員数及び平均年齢等の状況</p>

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 入学者選抜</p> <p>看護学部看護学科の入学者選抜は一般選抜前期日程、一般選抜後期日程、私費外国人留学生選抜、学校推薦型選抜、社会人選抜の5区分で、アドミッションポリシーに基づき実施している。一般選抜前期では5教科7~8科目、一般選抜後期では4教科4~5科目の共通テスト指定科目に加え、独自に作成した「総合問題」と「面接」を課している。学校推薦型選抜は大部分内の高校等を卒業見込みで「全体の学習成績の状況」4.0以上かつ合格すれば入学を確約できる者に限り、「総合問題」と「面接等」(書類評価を含む)により選抜している。出願資格については、学校教育法第90条に基づき学則第25条に定め、入学者選抜要項等により周知している。</p> <p>入学者選抜及び共通テストの実施については、入試委員会を設置して業務に当たっている。試験ごとに監督者等説明会を開催したり、面接評価法の研修会を開催したりすることで、業務内容の周知・運用を徹底している。「総合問題」の作問・採点は、機密性を厳重に確保し、複数の者によるチェック体制を取り、公平・公正な試験を徹底している。合格者は、入試委員会が原案を作成し、教授会の承認を経て学長が決定している。作問方針や「面接等」の評価基準とアドミッションポリシーとの整合について、適宜チェックを行っている。</p> <p>2 教育課程</p> <p>本学は、教育理念やカリキュラムポリシーに基づく教育を行っている。カリキュラムは、教育目標である、心豊かな人間性と専門性、国際性をもった看護師等を育成できるよう編成している。カリキュラムの検討及び変更については、教育研究委員会が中心となり、学内全体で検討を進め、教育研究審議会の審議を経て、承認・決定している。</p> <p>学部教育は、一般教養及び看護学の基礎教育(人間科学科目と専門教育)を各学年に適切に配置し、順序性を考慮したうえで、段階的に学習を行えるよう構成している。学部教育の詳細は、大学のシラバスに掲載し、学生及び学内外に公表している。</p> <p>授業期間については、前期・後期、合計38週間(試験日・期間を含む)を設けてきた。令和4年度からは、新カリキュラムの開始に伴い、3学期制を導入し、第1~3学期、合計38週間に授業・試験を行う。</p>	<p>学生に対しては、授業や試験について、授業カレンダーとして示すとともに、オリエンテーションにおいて、1単位の学習時間は授業と自己学習を合わせて45時間であることと、講義、演習、実習の形態に応じて15~45時間の授業時間が定められていることを説明している。</p> <p>3 授業の方法</p> <p>高度化・複雑化が進む医療を支える看護師の育成を目指し、4年間の学部教育で、高度な知識とスキルを有することができるよう教育方法を工夫している。</p> <p>授業形態は、看護学の特性を踏まえた講義、演習、実習のバランスに配慮している。看護技術に関する科目、実習及び卒業研究では、個別指導とグループ学習を組み合わせた教育を行っている。教育の教材には、シミュレーションやeラーニング、オンラインICT等を活用した学習も取り入れ、教材開発を含めた教育方法の工夫を重ねている。</p> <p>また、学生が進級試験や技術演習などを通して、知識と技術を確認しながら学習を進められるようにしている。さらに、地域社会のニーズに対応する力を育成するため、平成25年から予防的家庭訪問実習を開始している。この実習を通して、学生が、地域の課題に向き合い、看護を創造する力を育成している。</p> <p>4 成績評価基準・卒業認定</p> <p>成績評価基準は、学則及び履修規程に定め、オリエンテーション等で学生便覧等を用いて学生に説明・周知している。また、授業内容は、各科目のシラバス(実習においては実習要項を含む)に明示し、同時に成績評価方法も記載し、説明している。成績評価や単位認定等は、シラバスの成績評価基準に沿って各科目担当教員が慎重に実施している。成績評価の客観性・厳格性を担保するために、成績評価の際に異議申立期間を設けており、学生が各教員に再度成績を確認する機会を与えている。</p> <p>本学の卒業認定要件については、学則及び履修規程に定めウェブサイト等で公開している。この卒業認定要件に基づき、卒業判定会議(教授会)において、学生の単位取得状況を確認し、学則及び学位規程の定めるところにより学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している。卒業要件単位数は平成27年度カリキュラムにおいて135単位以上、令和4年度カリキュラムにおいては128単位以上となる。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>シミュレーションやeラーニング、オンラインICT等を活用した学習を取り入れ、教材開発を含めて教育方法の工夫を重ねている。また、予防的家庭訪問実習を通して学生が地域の課題に向き合い看護を創造する力を高められるよう教育している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p></p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>大分県立看護科学大学学則 第 24 条～第 28 条（第 5 章 入学、他）</p> <p>3つのポリシー 入学者選抜要項</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>大分県立看護科学大学学則 第 16 条～第 23 条（第 4 章 教育課程及び履修方法等）</p> <p>学位規程 シラバス（看護学部）</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	(同上)
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>大分県立看護科学大学学則 第 16 条～第 23 条（第 4 章 教育課程及び履修方法等）</p> <p>履修規程</p> <p>シラバス（看護学部）</p> <p>履修について 学年・学期 従業時間・時間割 卒業要件・進級判定・進級試験 試験・成績評価</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	(同上)
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	(同上)
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	(同上)
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	(同上)
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	(同上)
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	(大学設置基準第二十一条と同一)

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 入学者選抜</p> <p>アドミッションポリシーは前期・後期、専攻、コース毎に設定し、大学パンフレット、ウェブサイト、募集要項に明示している。入試ではこのアドミッションポリシーの観点から受験生を評価する。すなわち、作問や採点はアドミッションポリシーを踏まえて、各分野を専門とする複数の教員が担当している。また、面接ではアドミッションポリシーに対応する尺度で量的に評価し、集計している。これらの作業ではチェックリストを作成し、作業毎に複数人で確認しながら進めている。合否判定は研究科長を議長とし、研究指導教員に相当する講師以上からなる研究科委員会で全てのコースを一括して審議し、学長が最終判断をしている。なお、当然ではあるが、採点・集計業務や合否判定では受験生の氏名を伏せて実施している。入試後は3ヶ月間の成績開示期間をもうけ、毎年入試問題はウェブサイトで開催している。また、近年のコロナの対応としては、入試当日に直近の健康調査票の提出を求め、会場入口で検温し、3密を避けた受験室や換気、手袋の装着等、文部科学省のガイドライン以上に慎重な対策の下で実施した。大学院の入試業務は平成30年度に入試委員会から研究科教育研究委員会に移管し、入試から授業、進級、修了までの情報を一貫して把握しやすくしたため、エビデンスに基づいた入試改革ができるようになった。</p> <p>2 教育課程</p> <p>大学院では、カリキュラムポリシーに基づいてカリキュラムを編成している。本学の大学院で特徴的なのは、博士課程前期の実践者養成コースで、NP、保健師、助産師、看護管理者を養成していることである。これらのコースの学生は既に看護師免許を取得しているため、高度で専門的かつ実践的な教育を行っている。また、講義、演習、修士論文作成だけではなく、医療施設や保健所等における実習が含まれている。したがって、他の専門分野よりもアクティブラーニングやサービ斯拉ーニングに相当する教育形態が多く、思考力や研究能力だけではなく、コミュニケーション能力や企画力等、多面的かつ実践的な能力が培われ、人間としても成長する。また、国家試験や認定試験もあるため、学生は切磋琢磨しながら受験勉強も経験する。</p>	<p>カリキュラムの編成や変更は、各コース主任をメンバーとする研究科教育研究委員会で検討しているが、本学のカリキュラムは保健師助産師看護師法施行規則、保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び看護師等養成所の運営に関するガイドライン等に準拠する必要がある。令和2年にもこれらの規則やガイドラインの改正があり、各コースが検討した変更案を研究科教育研究委員会で審議し、学長が議長を務める教育研究審議会の議を経て、理事会で承認され、令和4年度入学生よりカリキュラムが変更された。</p> <p>3 成績評価基準・修了認定</p> <p>成績評価基準は、大学院学則及び履修規程により定められており、大学院学生便覧に明示し、オリエンテーション等でも説明している。修了認定は、大学院学則及び履修規程に定める修了要件単位の取得状況並びに修士論文の審査結果により行っている。この審査体制等は、博士論文審査要領に定めており、修士及び博士論文審査のためのクライテリアに基づいて適切に審査している。また、論文指導に関しても、指導教員に関するガイドラインや研究指導ガイドラインを作成しており、これに基づいて日々の指導を進めている。一方、これら教員用のクライテリアやガイドラインも各種規程とともに大学院学生便覧に明示し、学生に公表している。さらに、授業や論文指導のスケジュールについては大学院学生便覧に、授業内容や方法については大学ウェブサイトのシラバスに記載し、オリエンテーションでも学生に説明している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>自己点検・評価内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>他大学が学部で実施している教育よりも高度な内容を2年間(博士課程前期)かけて学べる。</p>
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	大分県立看護科学大学大学院学則 第24条（入学の資格） 大学院入試案内 アドミッションポリシー 学生募集要項
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	大分県立看護科学大学大学院学則 第12条（授業科目） アドミッションポリシー他 令和4年度大学院学生便覧 p18-39、p56-61 大分県立看護科学大学学位規程
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。</p>	大分県立看護科学大学大学院学則 第17条（授業及び研究指導）
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	大分県立看護科学大学大学院学則 第3条（職員） 第21条（他の大学院等における研究指導） 大分県立看護科学大学教員昇任に関する選考基準 令和4年度大学院学生便覧 p30「修士・博士の指導教員に関するガイドライン」
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあつたての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	大分県立看護科学大学大学院学則 第12条（授業科目） 第13条（履修単位） 第14条（単位の計算方法） 第15条（単位の授与） 第16条（成績の評価） 第35条（博士課程の修了） 大分県立看護科学大学大学院履修規程 大分県立看護科学大学学位規程 大学院シラバス 令和4年度大学院学生便覧 p7-18「年間スケジュールと履修」登録 p19-53、62-64「博士課程前期」 p54-66、65-66「博士課程後期」 p37「修士論文審査のためのクワイテリア」 p61「博士論文審査のためのクワイテリア」
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	大分県立看護科学大学大学院学則 第2条、第7条、第8条、第15条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第21条の2、第37条

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 校地・校舎、施設・設備等

本学の主要校地は、大分市廻栖野に所在するが、その他に本学の主たる看護実習医療機関のひとつである大分県立病院に隣接する施設「研修・実習センター」を有しており、ここを「南大分キャンパス」と呼んでいる。

大学設置基準第 37 条による必要な校地面積、校舎面積と比較し、いずれも 2 倍以上の広さを有しており、校舎の隣に運動場や学生駐車場、駐輪場、中庭等が整備されている。開学当初から施設のバリアフリー化も行われており、学生生活に快適な環境が整備されている。

表 I-5 校地・校舎面積 (令和 4 年 5 月 1 日現在)

区分	設置基準	本学
校地	3,200 m ²	71,130 m ²
校舎	4,561 m ²	14,922 m ²

本学校舎は、管理棟、講義棟、図書館・食堂棟、実習・研究棟、交流棟、体育館から成り、教育の場として、講義室 (8 室)、演習室 (8 室)、実験・実習室 (8 室)、図書館、情報処理教室、教員研究室 (20 室) を有している。また、実験動物を飼育するための動物舎も併設されている。これらの施設は、いずれも、教育課程の実現にふさわしい施設として整備され、将来を担う看護師の育成のため、有効に活用されている。

実験・実習室には、看護技術の習得のための医療機器や実験機器などを整備しており、学生の思考力の鍛錬、スキルアップに役立っている。

さらに、学内の主要な場所には、無線 LAN のアクセスポイントが設置されており、学生が個人のノートパソコンやタブレット端末などを接続できるよう情報インフラも整備されている。そのため、近年、急速に進められたオンライン授業の導入にもスムーズに対応することができた。

学生には、入学と同時に ID が付与され、学生ポータルサイトや学内メール等の情報サービスが利用可能で、授業に必要な講義資料や情報をいつでも取得可能となっている。

また、研修・実習センターにおいては、講義室 (1 室)、演習室 (11 室)、図書室、休養室、教員室が整備されており、県立病院での実習や各種研修等の際に活用している。

本学は、開学 24 年目を迎え、施設・設備における老朽化が目立ってきた。大規模な施設や設備の更新・改修については、県の保全計画により、毎年順次、更新工事が行われているところである。令和 3 年度は、管理棟と実習・研究棟の屋上防水工事及び冷却塔・冷温水発生機の更新工事を行った。次年度以降についても、県と協議しながら緊急性の高い施設・設備から整備を行うよう調整を進めている。

2 附属図書館

附属図書館は学則第 7 条により設置する附属施設であり、大分県立看護科学大学附属図書館規程に基づき、図書館資料の収集、整理、保存を行い、教職員及び学生の調査研究に資することを目的としている。

また、同規程第 3 条に基づき図書委員会を設置し、附属図書館の予算、事業計画等図書館の運営に必要な重要事項について審議を行っている。

附属図書館は閲覧席数 88 席を有し、1 階には 3 人掛けの席を置き、2 階には個人学習のためのキャレルのほかグループ学習室 2 室があり、学習に集中できる環境を提供している。

令和 3 年度の入館者数は延べ 2 万人であった。

図書の選定にあたっては、学生、教員からの希望と、図書委員会で選定した資料を毎月開催される図書委員会で検討後、購入している。看護・医療系の資料を中心に、人文系資料も含め幅広い分野を網羅できるよう系統的かつ計画的に資料収集を行っている。

現在の蔵書数は 8 万冊を超えているが、必要性を精査しながら計画的に購入・除籍を行い、所蔵スペースにあわせた蔵書量となるよう調整を図っている。

また、電子ジャーナル、電子書籍や医療系を中心としたデータベースを備えており、図書館ウェブサイトからこれらの電子情報及びリポジトリにアクセス可能である。データベースへは ID パスワードを使って学外からの利用も可能とし、利便性の向上に努めている。

附属図書館には司書等事務職員を配置し、施設利用や学修・研究活動の支援業務を行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>施設案内</p> <p>認証評価共通基礎データ</p> <p>公立大学法人大分県立看護科学大学不動産等管理規程</p> <p>大分県立看護科学大学施設使用規程</p> <p>学生便覧 「V施設・設備」</p>
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	(同上)
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	(同上)
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>附属図書館ウェブサイト</p> <p>公立大学法人大分県立看護科学大学附属図書館規程</p> <p>学則 第7条（附属施設）</p> <p>附属図書館図書除籍細則</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 事務組織</p> <p>本学は、大分県立看護科学大学学則第6条に基づき事務局を設置している。事務局は、管理運営に携わる事務部門として、理事会・経営審議会等や教職員の人事等を担当する総務グループ、大学の経理や施設の管理・利用許可等を担当する財務グループ、教育及び学生の支援や福利厚生を担当する教務学生グループの3グループで編成している。原則として、全ての委員会等に担当の事務職員を配置し、教員と事務職員が情報共有を図りながら協働で大学運営に当たっている。</p> <p>令和4年5月1日現在の職員数は、事務局長1名、総務グループ5名、財務グループ4名、教務学生グループ5名である。</p> <p>2 厚生補導の組織</p> <p>本学では、事務局が各々の担当教員や委員会等との連携を密にして学生の対応に当たり、支援を行っている。教務学生グループが履修手続、奨学金、学生保険、アルバイト、ボランティア、施設使用、就職、授業料、入学金、減免、高等教育の無償化事務等を取り扱っている。</p> <p>(1) 複数担任制</p> <p>1～4年次生に対して複数担任制を実施し、学生からの相談に対応し、各学年担任で学生の関連情報の収集や情報を共有し、個々の学生に対する支援を実施している。</p> <p>また、各学年の担任や教務学生グループが担当教員から単位取得状況等の情報を収集し、学生の生活や学習状況を把握し支援している。特に複数科目にわたって単位取得が困難な学生に対して、面談を実施して支援している。看護学実習では、少人数を1グループとし、担当教員と専任教員が二重の指導体制で、学生の指導・支援を行っている。</p> <p>(2) 学生生活支援委員会</p> <p>各種委員会規程第2条(6)に基づき学生生活支援委員会を設置している。9名の教職員により構成し、学生生活支援に係る事案(学生の留年、休学、復学及び退学、学生相談、健康管理、経済的支援、奨学金等)に対して、学生へのサポート等を行っている。</p> <p>(3) 保健室</p> <p>学生の厚生補導について指導助言するため、保健室を設置している。専任の看護師を配置し、学生の健康管理の推進、体調不良時の応急処置や健康相談等の対応に当たり、</p>	<p>季節に応じた感染症予防や生活習慣の見直しを目的として、月に1回程度メールで「保健室だより」を送付している。新型コロナウイルスへの対応では、学内の消毒液の管理や抗原検査を担っている。メンタルヘルスの問題をかかえる学生に対して、保健室看護師と学年担任、教務学生グループが連携して対応し、学内で外部の専門家によるカウンセリングを受けることのできる体制を整えている。</p> <p>(4) ハラスメント防止・対策委員会</p> <p>各種委員会規程第2条(14)に基づきハラスメント防止・対策委員会を設置している。事務局長、教員の互選で選出された教員等を含む委員で構成され、ハラスメント研修を企画・実施し、防止に努めている。ハラスメント事案が発生した場合には速やかに委員会を開催し対応を行う。本学で学び、研究し、働く者全てが、個人として尊重され、ハラスメントのない快適な環境で学び、研究し、働きやすい環境を確立できるよう、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応することとしている。</p> <p>(5) ハラスメント相談窓口</p> <p>ハラスメントの相談に応じる窓口となる教職員を定め、ハラスメントに関する相談、ハラスメントの問題解決手続きについて、相談者に対して十分な説明を行い、相談者が熟慮した上で、自ら解決方法を選択することができるよう支援している。</p> <p>3 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</p> <p>就職支援体制として学生の就職の円滑化を図るため、就職・進路支援委員会を組織するとともに、就職支援相談室を設置している。就職・進路支援委員会では、各学年に応じて自らの進路を考える機会となるよう、就職や進学の進路選択について説明し、県内に就職している卒業生が自らの進路選択や看護職としての活動を伝える看護職キャリアガイダンスを開催している。また、4年次生に対しては各委員が分担して、学生への個別支援を行い、メールや面談で対応を行っている。それに加え、就職及び進学の面接試験に備えた模擬面接を、希望する学生を対象に実施している。就職支援相談室には、就職支援相談員1名を配置し、就職の相談と進路個人面談を実施している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	事務職員も委員会活動に参加し、教員と連携して学生支援や大学運営を行っている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	大分県立看護科学大学学則 第4条（職員） 第5条（教員組織） 第6条（事務局） 組織に関する規程
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	学生生活への配慮 学生支援 新型コロナウイルス感染症への対策 公立大学法人大分県立看護科学大学各種委員会規程 ハラスメントの防止等に関する規程 学生便覧 p37「健康管理」
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	看護研究交流センター継続教育推進チーム 就職・進路・キャリア支援 公立大学法人大分県立看護科学大学各種委員会規程
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	大分県立看護科学大学大学院学則 第3条（職員） 公立大学法人大分県立看護科学大学の組織に関する規程

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 3つのポリシーの策定状況</p> <p>看護学部（学士：看護学）のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーが明確に策定されている。これら3つのポリシーは、一貫性・整合性に重点を置いて作成されており、社会に理解が得られるよう分かりやすい表現を用い、大学ウェブサイト等を通じて公開している。</p> <p>2 看護学部3ポリシーの概要</p> <p>(1) ディプロマポリシー</p> <p>令和4年度のカリキュラム改正に伴い、ディプロマポリシーも変更したが、平成27年度カリキュラムも令和4年度カリキュラムも、本学の教育理念に基づき定められている。</p> <p>平成27年度カリキュラムのディプロマポリシーは、①確かな看護の力・技術力、②看護を遂行するための幅広い知識と観察力・臨床推論能力、マネジメント能力、③心豊かな人間性と倫理観、④より健康な社会の実現に向けて課題を見出し、改革・改善する力、⑤国際性を持ち、多くの職種や人々と連携・協働する力、の5つをあげていた。</p> <p>令和4年度カリキュラムでは、測定可能なようにディプロマポリシーを見直した。①心豊かな人間性・倫理観、②科学的思考力、③看護の基盤となる専門知識・技能、④連携協働・リーダーシップ、⑤地域性・国際性、⑥探求心と想像力、の6つをあげた。そして、これに合わせて新たなカリキュラムを作成した。</p> <p>(2) カリキュラムポリシー</p> <p>本学のカリキュラムポリシーは、看護師教育に焦点化した4年間の学修について、大講座別及び統合科目について詳細を定めている。カリキュラムポリシーは令和4年度のカリキュラム改正に伴い、変更したが、カリキュラムポリシーが目指す方針として、次の4点は継続している。①科学的根拠や原理原則など、看護を行ううえで、判断の拠り所となる基盤知識を獲得する、②根拠に基づく判断のもとに看護実践を強化する、③国際性をもちグローバルな視野をもつ、④心豊かで倫理観をもち自律的な態度で自己研鑽する看護師を養成する。</p>	<p>(3) アドミッションポリシー</p> <p>本学では、看護学部への入学志願者に対し、進学することの意義及び本学の教育理念、教育目標や教育活動の実態を周知し、そのうえで本学の受験を選択することが重要だと考えている。このため、アドミッションポリシーを明確にし、入学者選抜要項や大学ウェブサイト等に掲載し、公表している。</p> <p>アドミッションポリシーは、教育理念及び教育目標とともに、大学案内や大学ウェブサイト、入学者選抜要項に次のように明示している。「生命の尊厳に対する感性と想像力を持つ人」「生物学的なヒトから社会で生活する人間までを科学的に理解できる人」「人と対等なコミュニケーションができ、一人ひとりを大切にできる人」である。入学選抜要項には、「求める人材像」に引き続き、「このような人材を選抜するために、幅広い観点から、一般教養・理論的思考力、コミュニケーション能力・学習意欲を評価する筆記試験と面接によって、入学試験を実施しています」と明記し、この記述から入学志願者が、「入学選抜の基本方針」及び「入学に際し、必要な基礎学力」を理解できるようになっている。</p> <p>3 総括</p> <p>学部では、「社会で生活する人々に対する理解を深め、看護に関する専門知識・技術の修得とともに、豊かな人間性と幅広い視野や、科学的根拠に基づく問題解決能力など看護実践に関する総合的能力を養うことにより、地域社会における健康と福祉の向上に貢献し、看護の社会的使命を十分担うことのできる人材を育成する。さらに、看護学の進展に寄与できる人材を育成する」ことを教育理念としている。この理念に基づく人材を育成するために、3つのポリシーを定めている。</p> <p>大学院においては、いずれのコースも、高度な専門知識を有し、各分野で活躍できる人材を育成している。まずは、各コースに共通するアドミッションポリシーに加え、専門性をさらに発展させ、コース毎の特色に応じた3つのポリシーを明確にし、公表している。</p> <p>以上、学部と大学院において、教育理念・目的に基づく一貫性のある教育を行っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>アドミッションポリシー他</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 教育研究活動等の状況の公表</p> <p>(1) 教育研究上の目的 大学ウェブサイト、大学案内、学生便覧、大学院学生便覧により、学則、大学院学則、大学の基本理念・教育目標、大学院の基本理念・教育目標を公表・周知している。</p> <p>(2) 3つのポリシー 大学ウェブサイト、大学案内、学生便覧、大学院学生便覧、選抜要項、募集要項により学部、大学院それぞれのディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを公表している。大学院に関しては、コース別にも作成・明示している。 入試説明会やオープンキャンパスでも積極的に周知・説明している。</p> <p>(3) 教育研究上の基本組織 大学ウェブサイトにおいて、学則、大学院学則、組織図、その他関連規程を公表している。</p> <p>(4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 大学ウェブサイトにおいて、組織図、教員数を公表している。また、教員紹介ページを設け、教員の学位及び業績を発信している。</p> <p>(5) 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況 大学ウェブサイト、大学案内、選抜要項、募集要項、年報に継続的に整理したものを公表している。</p>	<p>(6) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 大学ウェブサイトにおいて、カリキュラム、シラバスを公表している。学生に対しては、さらにオンライン(Googleカレンダー)で時間割を公開している。</p> <p>(7) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 大学ウェブサイトにおいて、試験・成績評価に関する事項及び卒業要件を公表している。また、学生に対しては学生便覧・新学期オリエンテーションで周知・説明を徹底している。</p> <p>(8) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 大学ウェブサイト、年報等で公表している。</p> <p>(9) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 大学ウェブサイト、大学案内、学生便覧、大学院学生便覧により公表している。入学者については入試に関する選抜要項、募集要項で公表・周知している。</p> <p>(10) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 大学ウェブサイト、学生便覧により公表している。学生に対しては毎年のオリエンテーションや継続的な掲示・保健だよりで周知している。</p> <p>2 情報公表体制の整備 大学ウェブサイトや大学案内は広報・公開講座委員会、年報は自己点検・評価委員会、入試に関する募集要項等は入試委員会が情報の集約と情報発信に努めている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	下記と同じ
	学校教育法施行規則	
②	第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関する こと 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数 及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び 能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インタ ーネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	教育情報の公表 大学の教育研究上の目的 学修の評価、卒業認定基準等 教育研究上の基本組織 教育研究環境（施設、アクセス、 課外活動） 教員情報 授業料、入学料その他の費用 入学、卒業後の進路状況 学生支援 授業に関すること （教育課程、シラバス） 教員養成に関する情報 教員紹介 年報 大学案内パンフレット 広報誌「風のひろば」

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 自己点検・評価の実施</p> <p>(1) 全学的体制 内部質保証体制図 (p4) に則った体制によって、全学的な自己点検・評価を継続的に実施している。</p> <p>大学全体としての中期計画にもとづいて、年度計画を策定し、年度毎の実施状況を整理分析し、その結果に対して大分県地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受けている。</p> <p>(2) 各委員会等の自己点検・評価 委員会等の活動に関する自己点検は年度単位で年報に整理されるとともに、前項の実施状況に集約されている。</p> <p>(3) 個人の自己点検・評価 個人の自己点検・評価については、毎年、全教員が自己評価書を作成して学長に提出して評価を受ける教員評価を実施している。評価の内容は、教育、研究、社会貢献、学内活動など業務全般にわたるものである。また、個別の科目教育や研究室活動に関しては詳細な自己点検・評価結果を年報に記載している。</p> <p>2 自己点検・評価等の公表体制 前項(1)、(2)については文書すべてを大学ウェブサイトに掲載している。教員個人の自己点検・評価については年報に掲載するもの以外は非公開である。</p> <p>3 教員と事務職員等の連携及び協働 本学では、全ての委員会等に担当の事務職員を配置しており、委員会での決定事項が次の活動につながるようになっている。教員と事務職員間の情報共有、役割分担の適正化は図られている。</p>	<p>4 研修等の体制</p> <p>(1) FD 活動 FD/SD委員会を中心に年度計画を策定し、全学でFD活動に取り組んでいる。</p> <p>(2) SD 活動 情報セキュリティに関する研修やハラスメント研修を定期的に開催し、知識・技能の向上及び意識啓発に努めている。</p> <p>5 学習成果を把握するための体制 学生の履修、成績等については教務システムによって管理運用している。また、GPA 制度を導入しており、学生の学期ごとの推移が確認できるようになっている。このシステムは教務学生グループにおいて運用しており、その情報は、必要に応じて学生指導、カリキュラム配置の検討、授業料免除等のための資料として各委員会等に提供している。個人情報取扱い、情報セキュリティの確保については法令及び本学諸規程に基づき厳重に行っている。</p> <p>また、授業アンケートを科目単位で実施しており、科目担当の教員に詳細をフィードバックすると共に、全体的な状況については大学ウェブサイトに公開している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	委員会活動を教員と事務職員が一緒に取り組んでおり、推進力になっている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>p4「内部質保証体制図」</p> <p>中期目標・中期計画 業務の実績に関する報告書 業務実績に関する評価結果</p> <p>年報</p> <p>自己評価書／大学機関別認証評価</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当しない)
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当しない)
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	①に同じ
	大学設置基準	
⑤	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	p3「法人組織図」 委員会構成
⑥	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	業務の実績に関する報告書 年報 p39 基準2の取組み3
⑦	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	(同上)
	大学院設置基準	
⑧	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	⑤に同じ
⑨	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	⑥に同じ
⑩	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	(同上)
	法令外の関係事項	
⑪	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	授業アンケート

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 財務状況及び教育研究環境の整備</p> <p>(1) 財務の状況</p> <p>表 I-6 に示すとおり、過去 5 年間の収支決算状況は、収入が支出を上回る状況にあり、安定的な運営が行われている。</p> <p>学生納付金等の自己収入については、入学者の確保に努めるとともに、授業料の滞納防止のため、きめ細かい学生支援を展開するなどして、収入の安定を図っている。また、外部資金については、科学研究費補助金を中心として、積極的に公募について全教員に周知・研修を行うなど、補助金や受託研究費等の確保に努めている。</p> <p>余剰金は目的積立金として積み立てており、毎年度、中期計画で定める教育研究の質の向上を図るための設備等に活用することを、大分県から承認されている。</p> <p>なお、令和 3 年 8 月の大分県地方独立行政法人評価委員会において、自己収入及び外部資金の獲得、経費の効率化など財務内容の改善に関する目標 10 項目全てが、「順調に実施している」又は「上回って実施している」という評価を受けている。</p>	<p>(2) 教育研究環境の整備</p> <p>本学の大規模な施設や設備の更新・改修については、県の保全計画をもとに本学からの要望を加味して、毎年の更新工事が計画され、実施されている。工事等に必要経費は、県からの施設整備費補助金(10/10)が充てられている。本学が開学 24 年目となり、大切に使うだけではなく施設の老朽化が進んでいることから、近年では、大規模な改修工事が毎年実施されている状況である。</p> <p>高額な教育備品や設備の整備については、例年、教員からの要望を募り、要望の中から必要な教育・研究備品の購入や更新、設備の改修等を選定し、目的積立金を財源に整備している。</p> <p>また、新たな備品・設備の導入等に際しては、可能な限り、利用可能な補助金等を活用するよう努めている。</p>
---	--

表 I-6 過去 5 年間の収支決算状況 (決算報告書準拠)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入					
運営費交付金	586,586,000	593,664,000	602,618,000	611,518,000	648,572,000
施設整備費補助金	34,861,752	1,675,800	26,085,167	81,030,355	39,149,000
自己収入	253,050,807	256,430,369	241,796,704	243,381,458	237,017,221
受託研究費等収入	78,606,793	35,450,764	23,075,800	26,919,869	35,360,000
目的積立金取崩額	34,091,692	11,184,736	37,755,275	31,093,596	37,983,038
収入計	987,197,044	898,405,669	931,330,946	993,943,278	998,081,259
支出					
教育研究費	134,494,594	147,258,578	152,485,193	138,763,142	147,414,422
一般管理費	82,774,751	64,769,200	61,058,852	66,400,630	53,051,659
人件費	591,642,209	600,208,987	607,859,682	627,286,473	655,710,825
施設整備費事業費	34,861,752	1,675,800	26,085,167	81,030,355	39,149,000
受託研究等経費	73,327,775	30,363,845	14,767,011	18,338,918	33,419,587
目的積立金取崩額充当経費	34,091,692	11,184,736	37,755,275	31,093,596	37,983,038
支出計	951,192,773	855,461,146	900,011,180	962,913,114	966,728,531
収入－支出	36,004,271	42,944,523	31,319,766	31,030,164	31,352,728

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>財務諸表 第3期 業務の実績に関する報告書 第3期 評価結果 第3期 中期目標・中期計画 第3期</p> <p>公立大学法人大分県立看護科学 大学予算規程</p>
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>(同上)</p>

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 ICT 環境の整備</p> <p>ICT 環境の整備については、各種システムの構築・整備及びネットワークの管理・運用を行う機関として情報ネットワーク委員会を設置し、適正に行っている。情報セキュリティについては、情報セキュリティ基本方針に関する規程を整備するとともに、教職員・学生に対する研修を行い、セキュリティ意識の啓発に努めている。</p> <p>学生には、統合認証基盤で管理しているユーザ ID とパスワードを配布し、メール、学生ポータル、教務システム、図書システムなどが利用できるようになってきている。また、情報処理教室の PC の利用や、持ち込んだ PC やタブレットなどを学内無線 LAN に接続できるようになっており、教育研究上で必要な ICT 環境が整備されている。</p> <p>2 学生支援</p> <p>学生生活支援委員会が設置されており (p22 参照)、学生生活、学修支援、健康支援、自治会支援などにあたっている。</p> <p>(1) 学生の基礎学力充実のための支援</p> <p>入学決定後、学生が高校で履修した科目情報を調査し、基本的な資料とする。入学後は理系科目を中心とした基礎学力調査、学習状況調査などにより、新入学生の基礎学力を知り、各講義担当者に情報提供している。</p> <p>各学年教員複数名による担任制をとり、担任からの細かなフォローを行っている。また、1~4 年生の縦割りメンバーによるコンタクトグループが作られており、学生は学年を越えて生活や学習の情報を受けることができるなどの交流促進が図られている。</p> <p>メンタルな問題を抱えた学生に対しては、保健室看護師による面接のほか、学外の精神科医やカウンセラーを委託してコンサルテーションや面接を行っている (令和 3 年度実績：カウンセリング 38 回)。</p> <p>大学院においては、大学院コース担当教員が学生に応じた学修支援及び健康支援を行っている。健康支援に関しては保健室看護師とも連携し必要時面談を行っている。</p>	<p>(2) 特別な支援を行うことが必要な学生への支援</p> <p>募集要項において、受験及び修学上特別な配慮を要する場合、事前に連絡・相談を受け付け適切な対応ができるよう準備している。</p> <p>入学時の調査には健康上の留意事項などの記載欄を設け、その後の健康診断の結果返却時に保健室において内容を確認、支援につなげている。保健室看護師は学生生活支援委員会に所属しており、該当学生の情報共有及び支援には、必要に応じて委員会として対応する。</p> <p>障害を持つ人に配慮した施設として、エレベータの設置、多目的トイレ、トイレの手すり、スロープなどが設置されている (p20, ニ 施設設備参照)。</p> <p>特別な支援を要する学生や性的少数者など配慮を必要とする学生の理解のための研修を FD/SD 活動として実施し、教職員の意識の涵養にも努めている。</p> <p>支援実績は多くはないが、約 10 年前に入学した弱視学生に対し講義室の着席位置の調整や講義受講のニーズを確認して対応した実績がある。</p> <p>また、難病で歩行困難になった学生に対して、車椅子で学内を移動できるようにサポートした。</p> <p>(3) 経済的支援</p> <p>入学金・授業料等：県内在住学生の入学金減免、困窮学生に対する授業料の徴収猶予、大学院特待生入学料免除、大学院特待生授業料免除制度、授業料減免制度等がある。</p> <p>奨学金：奨学融資制度、奨学金 (日本学生支援機構)、地方公共団体等の奨学金等を入学時オリエンテーションで案内している。</p> <p>大学院においては、長期履修を認めて経済的な負担を軽くしている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	大学Q&A 「ICTサポート」
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	年報 学生生活支援委員会 p22 厚生補導組織
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	学生募集要項 年報 学生生活支援委員会 SD/FD委員会、 FD・SD活動
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	奨学金等 授業料等に関する規程 (減免徴収猶予) (別表)(県内学生入学金減免)
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>1 自己分析活動の方針及び体制</p> <p>本学では、基本理念・教育目標を達成するために、学則第10条「本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。」に則り、自己分析を行い教育研究水準の向上に努めている。</p> <p>全学的な自己点検・自己評価は、「自己点検・自己評価委員会」が中心となり、実施している。自己点検・自己評価の方法は、地方独立行政法人法に基づいて設置者から示される中期目標に対して、本学において中期計画・年度計画を立案し、事業を実施する。自己点検・自己評価は実施した結果の報告並びに目標に対する達成状況を示すものである。その分析結果を基に、達成できない場合や新たな問題が示された場合は、改善を行っている。こうした一連の過程は各委員会及び担当部署が行い、教育研究審議会及び理事会に議題として提出した上で、改善計画と計画の実施・評価に結び付けている。</p> <p>2 具体的な取組み</p> <p>各委員会等は、活動の実施状況や成果について自己点検と自己評価を行う。目標や計画から実施に至る過程、結果について、自己点検・自己評価を行い、達成できた目標と達成できなかった目標を明らかにする。達成できなかった目標については、改善すべき点を明らかにし、計画の追加修正を行い、進めている。大学全体の様々な事業計画と目標に対して、その成果を客観的に評価するため、調査や関係者との情報交換等を実施している。</p> <p>以下、本学の内部質保証に関する各委員会等の取組みについて、次の5つを示す。</p>	<p>No.1 入学者選抜に関する改善の取組み</p> <p>本学の学部入試は、入試委員会を中心に行っている。入試委員会は、入学者選抜に関する取組みについて、情報やデータを分析、改善しながら進めている。近年は、入学者の分析状況から、本学の教育理念や目標を踏まえ、アドミッションポリシーを重視した選抜方法に向けて改善を行っている。</p> <p>No.2 教育改善の取組み：学部教育のカリキュラム改革</p> <p>学部教育の内部質保証については、教育研究委員会を中心に活動を行っている。教育の水準を向上するうえで、アセスメントポリシーに示される評価項目を活用・分析し、教育内容や方法、学期制の改善を進めている。</p> <p>No.3 授業改善の取組み</p> <p>FD/SD委員会が教育力の向上を図るための研修会を開催し、授業改善に活かすようにしている。また、学生による授業評価の結果により、各教員が教育内容・方法の見直しを自律的に実施している。また、毎年度末に教員評価を実施している。</p> <p>No.4 学生生活支援の取組み</p> <p>学生の大学生活に関する内部質保証は、主に学生生活支援委員会によって運営されている。この委員会では、学生生活実態調査を始め、学生に関数する調査データを分析し、学生生活の改善に努めている。</p> <p>No.5 研究支援の取組み</p> <p>科研費採択率向上のためのFD/SD委員会主催の研修会、申請書類レビュー制度導入によって外部研究費の獲得を支援している。また、学内競争的研究費制度による研究支援を行うとともに、企業とのマッチングによって共同・受託研究を促進している。</p>
---	---

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	入学者選抜に関する改善の取組み	37
2	教育改善の取組み（学部教育のカリキュラム改革）【学習成果】	38
3	授業改善の取組み（FD活動、授業評価、教員評価）	39
4	学生生活支援の取組み	40
5	研究支援の取組み（科研費採択率向上、学内競争的研究費、企業とのマッチング）	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	入学者選抜に関する改善の取組み
分析の背景	<p>本学では開学以来、入試委員会が学部の入学者選抜を分掌している。本項では、平成 30 年度及び令和 3 年度の入学者選抜に関する改善点について述べる。令和 3 年度入試からセンター試験が大学入学共通テストに置き換わり、同時に英語・国語の記述式問題の導入、英語の検定試験、「主体性の評価」などに関する議論が一時的に全国で錯綜した。本学のアドミッションポリシーや入試の現状を考察した上で入学者選抜方法を定めるために、情報収集と分析を継続的に進めつつ、全学的に議論を広げた上で入試改善を行い、その後も点検を継続している。</p>
分析の内容	<p>1 大学が行う組織的な情報の収集・分析活動の具体的な内容</p> <p>(1) 大学の組織「入試委員会」の目的・活動</p> <p>入試委員会は、「学部の入試に関して創意工夫し本学にふさわしい学生が入学できるようにする」ことを目的に、アドミッションポリシーの推進、入学者選抜の企画運営、大学入学共通テストの運営、入試広報、入学者選抜に関する調査・分析と改善に関する事項を分掌して活動を行っている（委員会規程参照）。以前は、大学院入試についても所掌していたが、これは平成 30 年度から研究科教育研究委員会が所掌するようになった。</p> <p>(2) 情報収集・分析</p> <p>入試委員会は（1）の目的に沿って、主に以下のような情報収集と分析を行っている。①入学者選抜や学習指導要領に関する文科省公表情報を収集、②進学説明会等を通じて高校・生徒から高校の授業・科目選択に関する情報を収集、③全国大学入学者選抜研究連絡協議会等を通じて他大学の状況や分析結果の情報を収集、④実際の出題に対する受験生の解答の統計分析、⑤入学者については入学後の状況との関連の分析。上記の情報収集・分析を入試委員会が随時行うほか、平成 28 年度には「学部入試改革タスクグループ」を立ち上げ、入試委員会の枠を越えた全学的議論を行い入試改革について検討した。</p> <p>2 情報収集・分析で明らかになった課題</p> <p>機密保持のため公開できない点もあるが、主に以下の課題が明らかになった。1) 大学院と学部は 3 ポリシーが異なり必要な入試の方法も異なるので、大学院入試は研究科教育研究委員会に移管すべきこと。2) 県立大学としての使命を考慮して、県内受験生確保の方策を工夫すべきこと。3) 入試で評価する事項とアドミッションポリシーとの関連を吟味しつつ入試区分毎にバランスの取れた受験生評価をすべきこと。4) 費用対効果に留意しつつウェブ出願システム等の方式を検討して受験生の便宜を図るべきこと。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、入試の運営や広報の方法にも変更が必要となったので、入試委員会を中心に情報収集を行って対応を決定した。</p> <p>3 分析結果に基づき対応したこと</p> <p>2 の分析結果を踏まえて、以下の対応を行った。</p> <p>1) 大学院入試を移管 平成 30 年度入試から大学院入試は研究科教育研究委員会の分掌に移管した。</p> <p>2) 学校推薦型選抜の改革 平成 30 年度入試から県外高校推薦枠を廃止し、県内高校のみの学校推薦枠を定員 30 名に変更した。代わりに一般選抜前期日程を定員 35 名から 40 名に変更した。</p> <p>3) 共通テスト対応及び面接・書類審査の得点化 令和 3 年度入試より、一般選抜前期日程・後期日程における従来のセンター試験指定科目を、新たな共通テスト指定科目に変更した。また、一般選抜・社会人選抜の面接試験を得点化し、学校推薦型選抜では面接試験及び出願者が提出した「活動報告書」の審査を得点化して主体性等の評価を行い、筆記試験得点との合計点で合否判定することとした。このために面接評価用タブレットを導入し、面接及び書類審査の評価基準を決定した。</p> <p>4) ウェブ出願システムの検討 令和 4 年度入試からウェブ出願システムを導入する予定であったが、業者が開発を急遽中断したため、令和 5 年度入試からの導入を目指し業者を選定して作業中である。</p>
自己評価	<p>入試の変更事項は 2 年以上前から高校と受験生に予告し、慎重な情報分析と議論を重ねた上で、予定通り導入できている。出題内容や面接・書類の評価方法については事前分析のみならず実施後の分析も継続しており、必要の都度修正する体制が取れている。</p>
関連資料	<p>公立大学法人大分県立看護科学大学各種委員会規程、大分県立看護科学大学アドミッションポリシー、平成 30 年度年報(p5)</p>

タイトル (No. 2)	教育改善の取組み（学部教育のカリキュラム改革）
分析の背景	<p>本学では、開学以来、学部教育の水準を向上させるために、評価をしながらカリキュラムの改正を重ねてきた。「自己分析活動の取組み」の項では、直近の令和4年度カリキュラム改革について示す。</p> <p>令和4年度カリキュラム改革は、令和2年の看護学基礎教育の指定規則改正よりも前から、教育研究委員会を中心に情報収集と分析をもとに検討を進めてきた。このプロセスでは、教育研究委員会のみならず、全学的に将来必要な教育について検討する機会を設けるなど、学内全体で取組んだ。</p>
分析の内容	<p>教育研究委員会は、「学部教育の質保証と教育の改善・改革を推進する。」ことを目的に、3つのポリシーやカリキュラム、学部教育に関すること、看護学教育の動向に関する情報収集等を行った（委員会規程参照）。さらに、目的に沿って、教育の改善に向けてアセスメントポリシーをもとに情報収集を行っている。本学のアセスメントポリシーは、ディプロマポリシーに沿った教育課程を改善するため、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3ポリシーの観点を考慮し、①大学、②教育課程、③科目レベルの評価指標を設定しており、それによって情報収集と分析を行った。</p> <p>令和4年度カリキュラム改革に向けた情報分析の結果、課題が明確になり、その課題に対する教育改善の必要性が明らかになった。その対応策として、令和4年度カリキュラムのディプロマポリシーについて全学的に話し合いを行って6項目を定め、教育改善のため下記の対応を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 学生の主体性を引き出す教育 <p>学生の主体性を引き出す教育を目指し、卒業要件の135単位以上を128単位以上に変更することで、カリキュラムのゆとりを考慮した。また、選択科目を6単位から10単位に増やし、学生が自ら選択して学ぶ機会を増やした。学期も2学期制から3学期制へ変更し、ゆとりとバランスを考慮した。</p> 2) 臨床判断能力の強化 <p>基礎看護科学講座、専門看護学講座と人間科学講座の教員が会議を重ね、効果的な教育や教育の順序性、重複状況などを話し合い、新たな科目の設置や科目名、教育内容、教育時期等の変更を行った。</p> 3) ICT等の活用 <p>基礎看護科学講座、専門看護学講座、健康情報科学研究室等の教員を中心に看護実習室の近代化タスクグループを設置、ICT・デジタル教材を活用した看護教育環境を整備、大分県の地域医療介護総合確保基金への申請を行った。さらに、令和3年度文部科学省の補正予算、「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」に選定された。</p> 4) 地域志向の重視、多様性への対処能力の強化 <p>平成25年度から行っている予防的家庭訪問実習を継続、地域のニーズに対応した新たな実習目標の設定、コロナ禍でタブレットICT等を活用した実習も試験的に導入を開始している。</p> 5) 科目とディプロマポリシーの連動 <p>ディプロマポリシーを達成するために各科目の位置づけを明確にし、カリキュラムマップを作成、可視化するとともに、教育計画、実施、評価、改善できるようにシラバスの改善を行った。</p>
自己評価	<p>令和4年度カリキュラムは、これまでの学部教育における特長を堅持しつつ、課題の解決に繋がる新たな教育として期待できる。令和4年度4月から、この新たなカリキュラムの運用を開始した。あわせて、アセスメントポリシーをもとに、令和4年度カリキュラムの評価に関する情報を体系的かつ継続的に収集、分析し、教育水準のさらなる向上にむけて、必要な取組みを組織的に継続していく。</p>
関連資料	<p>公立大学法人大分県立看護科学大学各種委員会規程、アセスメントポリシー、風の広場、令和4年度カリキュラムのディプロマポリシー</p>

タイトル (No. 3)	授業改善の取組み (FD 活動, 授業評価, 教員評価)																						
分析の背景	<p>教職員の教育力等、能力向上を図ることを目的に平成 30 年度に FD/SD 委員会が組織された。委員会では、教育力向上を図るための研修会を開催し、授業改善に活かすようにしている。また、学生による授業評価を行い、各教員が授業内容・方法の見直しを自律的に実施している。毎年、教員自身が自律的・主体的に教育・研究活動の点検・評価を行い、次年度の目標を明確化している。</p> <p>また、毎年度末に教員評価を実施しており、教員評価の結果は学長に報告され、昇任等の人事や研究費に反映されている。</p>																						
分析の内容	<p>1 FD 活動</p> <p>教員の授業設計のうえでの学生観につながるような学生理解を促進するための研修会や教育方法の改善を図るための研修会を学内外の講師を招聘して開催してきた。これまでに、「アクティブラーニング」、「シラバスの考え方」、「学習の可視化」、「アンガーマネジメント」、「学生のメンタルヘルスの現状理解」、「教育効果をあげるための ICT の活用」などをテーマに実施した。令和 2 年度からは、Zoom を利用した研修会になり、参加者が平均 35 名から 45 名以上に増加した (本学ウェブサイト一年報-FD・SD 活動に掲載)。</p> <p>2 授業評価</p> <p>授業改善を目的とする授業評価アンケートは、平成 30 年度から学部 4 学年の講義科目について紙媒体で実施し、令和 2 年度から演習・実習を含む 127 科目すべてで実施 (選択式 8 項目と自由記載) している。令和 2 年度後期からは、学生ポータルサイトをういたウェブアンケートに変更した。全体の授業評価アンケートの結果はホームページに掲載している。大学院生の授業評価は、令和 2 年度から科目責任者が Google フォーム等を用いて実施している。各自の教育方法の参考のために他教員の授業を参観することも奨励しており、教員の半数以上が実施し、うち 8 割が 2 科目以上の参観をしている。</p> <p>3 教員評価</p> <p>教員評価委員会 (理事 3 名と教員 1 名) が「教育評価の実施に関する基本的な方針」に基づいて、毎年実施している。評価は自己評価と他者評価の計 41 項目からなり、教育、研究、社会貢献、大学運営及び総合評価とコメントが返却される。教員は学生による授業アンケートを参考に今年度の成果や反省、次年度の課題や目標を自己評価書に記載し、評価結果を参考に次年度の業務に取り組む。また、評価結果は学長に報告され、昇任や研究費に反映されており、今後は給与・賞与への反映も検討中である。評価方法は教員の意見を取り入れて継続的に見直している。下の表からわかるように、特に教育に関する改善が顕著であり、PDCA サイクルが機能していると考えられる。</p> <p>表 II-1 教員評価における目標達成率及び総合評価の平均値の変化</p> <table border="1" data-bbox="363 1413 1246 1570"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">目標達成率*</th> <th rowspan="2">総合評価**</th> </tr> <tr> <th>教育</th> <th>研究</th> <th>社会貢献</th> <th>大学運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>0.85</td> <td>0.69</td> <td>0.67</td> <td>0.69</td> <td>78.7</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>0.96</td> <td>0.68</td> <td>0.73</td> <td>0.75</td> <td>80.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>*大講座・役職毎の目標の達成率の平均値, **総合評価の平均値 (100 点満点)</p>		目標達成率*				総合評価**	教育	研究	社会貢献	大学運営	平成 29 年度	0.85	0.69	0.67	0.69	78.7	令和 2 年度	0.96	0.68	0.73	0.75	80.7
	目標達成率*				総合評価**																		
	教育	研究	社会貢献	大学運営																			
平成 29 年度	0.85	0.69	0.67	0.69	78.7																		
令和 2 年度	0.96	0.68	0.73	0.75	80.7																		
自己評価	<p>委員会主催の研修会の参加率は 70% を超えており参加者の反応もよい。引き続き、教員の関心等にあった研修会の企画・運営を行っていききたい。専門基礎科目の授業の理解度や知的刺激については現行の授業アンケートで測ることが困難な点もある。また、ウェブ授業評価アンケートの回収率が 30% に満たないこともあるため、授業評価アンケートの項目の見直しやアンケート方法の検討をする必要がある。</p> <p>教員評価の結果からもわかるように教育の改善が顕著であることから、各種の取組みを含む PDCA サイクルを活用した内部質保証の仕組みが機能していると考えられる。</p>																						
関連資料	<p>大分県立看護科学大学年報 FD 活動報告 (平成 30 年度～令和 3 年度)</p> <p>授業評価アンケート結果</p> <p>公立大学法人大分県立看護科学大学教育評価の実施に関する基本的な方針 現行の教員評価への意見と改定案 (令和 2 年度第 4 回教育研究審議会資料)</p>																						

タイトル (No. 4)	学生生活支援の取組み																																																							
分析の背景	<p>内部質保証の観点から、学修の状況、生活実態、要望など、総合的に把握するために、学生生活支援委員会は学生生活実態調査を平成 18 年度から毎年実施している。調査結果は教職員と学生に公表され、学習環境や学生支援をより効果的に行うための資料として使われている。</p>																																																							
分析の内容	<p>学修状況（平均学習時間、アルバイト状況）、健康状況（生活）、相談（教員との交流、ハラスメント、取組みなど）、遠隔講義、学修施設の要望（各施設の満足度、大学への要望、自由記載）等である。特に令和 2 年度はコロナ関連調査として、オンライン講義の環境や問題点、生活や健康面等についても追加して調査した。調査項目のうち、学修及び生活に関する集計結果を表に示す。調査回収率は全学年 331 名中 194 名（58.6%）であった。</p> <p>表Ⅱ-2 学年毎の平均学習時間とアルバイト日数</p> <table border="1" data-bbox="292 734 1401 1010"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">平均学習時間（平日）</th> <th colspan="3">アルバイト日数（平日）</th> </tr> <tr> <th>1 時間以内</th> <th>2 時間</th> <th>3 時間</th> <th>4 時間以上</th> <th>週 0 日</th> <th>週 1～3 日</th> <th>週 4 日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年生</td> <td>25.5%</td> <td>49.0%</td> <td>19.6%</td> <td>5.9%</td> <td>20.0%</td> <td>68.6%</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>2 年生</td> <td>45.0%</td> <td>42.5%</td> <td>7.5%</td> <td>5.0%</td> <td>7.7%</td> <td>76.9%</td> <td>15.4%</td> </tr> <tr> <td>3 年生</td> <td>72.4%</td> <td>20.7%</td> <td>5.2%</td> <td>1.7%</td> <td>8.3%</td> <td>70.8%</td> <td>20.8%</td> </tr> <tr> <td>4 年生</td> <td>26.5%</td> <td>20.6%</td> <td>11.8%</td> <td>41.2%</td> <td>17.9%</td> <td>64.3%</td> <td>17.9%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>44.8%</td> <td>33.3%</td> <td>10.9%</td> <td>10.9%</td> <td>13.1%</td> <td>70.0%</td> <td>16.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均学習時間は全学年を通じると 2 時間以内が 78% である。3 年生は実習のため短く、4 年生は国試対策で長くなる傾向にある。アルバイト頻度は全学年の平均で 7 割が週 1～3 日であり、週 4 日を超える学生も 2 割弱存在した。さらに 3 割弱がアルバイトは生活費・学費のためと回答しており、学習時間確保のためには、経済的な問題を抱える学生への経済的な支援の必要性が高いと考えられた。</p> <p>また、自宅外の学習場所について尋ねたところ、図書館、ホール、ファミリーレストランと回答した学生がそれぞれ 2 割程度いた。ファミリーレストランを利用する理由として、安全上、学生の校内利用は平日 22 時、休日 18 時までとなっており、夜間、学習に大学を利用しづらいため、近隣のファミリーレストランを学習場所として利用すると考えられる。</p> <p>また、COVID-19 蔓延の学生への影響を調べた。その結果、遠隔講義のための自宅のオンライン環境は 99% が整っており、96% がうまく受講できていると回答し、受講環境の問題はほとんどなかった。また、生活面については 14% が生活面の困りごとを抱えており、自由記載によれば「アルバイトの減少」「経済的問題」などが多くあげられた。これらの自由記載内容は担当する委員会に伝えられて、それぞれ改善や対策、学生への回答が行なわれている。</p>		平均学習時間（平日）				アルバイト日数（平日）			1 時間以内	2 時間	3 時間	4 時間以上	週 0 日	週 1～3 日	週 4 日以上	1 年生	25.5%	49.0%	19.6%	5.9%	20.0%	68.6%	11.4%	2 年生	45.0%	42.5%	7.5%	5.0%	7.7%	76.9%	15.4%	3 年生	72.4%	20.7%	5.2%	1.7%	8.3%	70.8%	20.8%	4 年生	26.5%	20.6%	11.8%	41.2%	17.9%	64.3%	17.9%	全体	44.8%	33.3%	10.9%	10.9%	13.1%	70.0%	16.8%
	平均学習時間（平日）				アルバイト日数（平日）																																																			
	1 時間以内	2 時間	3 時間	4 時間以上	週 0 日	週 1～3 日	週 4 日以上																																																	
1 年生	25.5%	49.0%	19.6%	5.9%	20.0%	68.6%	11.4%																																																	
2 年生	45.0%	42.5%	7.5%	5.0%	7.7%	76.9%	15.4%																																																	
3 年生	72.4%	20.7%	5.2%	1.7%	8.3%	70.8%	20.8%																																																	
4 年生	26.5%	20.6%	11.8%	41.2%	17.9%	64.3%	17.9%																																																	
全体	44.8%	33.3%	10.9%	10.9%	13.1%	70.0%	16.8%																																																	
自己評価	<p>本調査の結果、学生の学習や生活面の実態と課題を明らかにすることができた。これらの結果から、学生の経済的問題について経済的支援策を拡充したり、奨学金等の情報を配信したりしており、調査は有効に利用されていると考えられる。また、COVID-19 の影響調査など、必要に応じて調査項目を設定し、素早い対策のための情報収集も行えている。</p> <p>ただし、調査項目が増えている点、オンライン調査に変更した点などから、回答率が紙媒体による調査時から減少している。必要な調査項目の吟味により調査負担感の軽減を検討すべきと思われる。</p>																																																							
関連資料	学生生活実態調査 学生便覧 p34 「奨学金」																																																							

タイトル (No. 5)	研究支援の取組み（科研費採択率向上、学内競争的研究費、企業とのマッチング）																																																																																	
分析の背景	教員の研究活動を支援する取組みは、FD/SD 委員会の創設による科研費採択率向上のための研修会の開催、外部資金獲得のための応募書類のレビュアー制の導入、学内競争的研究費の募集、産官学連携推進チームを軸にした県内の企業や病院との共同及び受託研究による外部資金獲得の環境整備である。研修会の開催実績、企業とのマッチング、外部資金の獲得状況、から研究支援の分析を行った。																																																																																	
分析の内容	<p>1 支援体制の整備と支援活動の実績（表 1）</p> <p>平成 30 年度に FD/SD 委員会が組織され教育とともに研究活動の支援を組織的に行っている。科研費採択率向上をめざして、毎年、科研費申請の説明会と研修会を実施、教員の申請を必須とした。科研費採択実績のある教員をレビュアーに指名し、申請前のレビューを受けることを推奨し、科研費の採択件数は 30 件を超えている。学内では開学以来、研究活動を推進するために学内競争的研究費（奨励・先端・プロジェクト研究費）があり、審査会を実施し配分を決定している。採択された演題は、毎年アンニュアルミーティングで学内発表されている。</p> <p>表 II-3 科研費獲得のための研修会実績</p> <table border="1" data-bbox="368 770 1342 958"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>主な活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>科学研究費補助金申請方法の研修会、学外講師による「科研費申請類の書き方のポイント」研修会と個別指導</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>科学研究費補助金申請方法、「若手教員採択者による申請書の記載の仕方」の研修会</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>科学研究費補助金申請方法、「申請書提出にあたっての見直し方の工夫」の研修会</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>科学研究費補助金申請方法、「新規採択者の申請書の記載の工夫」の研修会</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 企業とのマッチング</p> <p>産学官連携推進チームが県内の企業や病院からの研究依頼・技術相談の窓口となり、教員（研究者）への紹介を行って来た。また、人材育成の一環として、教員等が東九州メディカルバレー構想推進大会や企業セミナーに参加し、様々な分野の方々（工学、芸術、医療現場や一般企業）とのづくりに取組んできた。令和 3 年度には外部研究機関や企業のニーズと大学教員のシーズのマッチングを図るための取組として大学教員のシーズ集を作成し、産学官連携推進チームのページに掲載し、外部からアクセスし易いようにした。</p> <p>3 外部資金獲得状況（表 2）</p> <p>補助金の活用等、外部資金の獲得に積極的に取組んだ結果、平成 29 年度から令和 3 年度まで多少の増減はあるものの、過去 5 年間で平均して年間 5 千万円以上の外部資金を獲得している。</p> <p>表 II-4. 外部資金への申請件数と獲得実績</p> <table border="1" data-bbox="379 1391 1426 1632"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th rowspan="3">申請数</th> <th colspan="6">外部資金獲得状況</th> <th rowspan="3">合計数</th> <th rowspan="3">合計金額</th> </tr> <tr> <th colspan="5">科研費</th> <th rowspan="2">受託・特定寄附・補助金等</th> </tr> <tr> <th>新規数</th> <th>新規採択率</th> <th>レビュー有数</th> <th>継続数</th> <th>分担数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>39</td> <td>7</td> <td>18%</td> <td></td> <td>15</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>39</td> <td>59,693,198</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>41</td> <td>9</td> <td>22%</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>39</td> <td>51,517,207</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>39</td> <td>7</td> <td>18%</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>39</td> <td>50,657,195</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>33</td> <td>5</td> <td>15%</td> <td>0</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>40</td> <td>58,190,112</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>34</td> <td>10</td> <td>29%</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>40</td> <td>41,206,674</td> </tr> </tbody> </table>	年度	主な活動	平成 30 年度	科学研究費補助金申請方法の研修会、学外講師による「科研費申請類の書き方のポイント」研修会と個別指導	平成 31 年度	科学研究費補助金申請方法、「若手教員採択者による申請書の記載の仕方」の研修会	令和 2 年度	科学研究費補助金申請方法、「申請書提出にあたっての見直し方の工夫」の研修会	令和 3 年度	科学研究費補助金申請方法、「新規採択者の申請書の記載の工夫」の研修会	年度	申請数	外部資金獲得状況						合計数	合計金額	科研費					受託・特定寄附・補助金等	新規数	新規採択率	レビュー有数	継続数	分担数	平成29年度	39	7	18%		15	5	12	39	59,693,198	平成30年度	41	9	22%	2	12	9	9	39	51,517,207	平成31年度	39	7	18%	5	15	7	10	39	50,657,195	令和2年度	33	5	15%	0	19	9	7	40	58,190,112	令和3年度	34	10	29%	5	14	13	3	40	41,206,674
年度	主な活動																																																																																	
平成 30 年度	科学研究費補助金申請方法の研修会、学外講師による「科研費申請類の書き方のポイント」研修会と個別指導																																																																																	
平成 31 年度	科学研究費補助金申請方法、「若手教員採択者による申請書の記載の仕方」の研修会																																																																																	
令和 2 年度	科学研究費補助金申請方法、「申請書提出にあたっての見直し方の工夫」の研修会																																																																																	
令和 3 年度	科学研究費補助金申請方法、「新規採択者の申請書の記載の工夫」の研修会																																																																																	
年度	申請数	外部資金獲得状況						合計数	合計金額																																																																									
		科研費					受託・特定寄附・補助金等																																																																											
		新規数	新規採択率	レビュー有数	継続数	分担数																																																																												
平成29年度	39	7	18%		15	5	12	39	59,693,198																																																																									
平成30年度	41	9	22%	2	12	9	9	39	51,517,207																																																																									
平成31年度	39	7	18%	5	15	7	10	39	50,657,195																																																																									
令和2年度	33	5	15%	0	19	9	7	40	58,190,112																																																																									
令和3年度	34	10	29%	5	14	13	3	40	41,206,674																																																																									
自己評価	科研費を含む外部資金を獲得していない教員のほとんどが科研費の申請を行っている。学内競争的研究費をステップにして、若手の獲得件数も増加していることから、学内競争的研究費への申請の促進も行う必要がある。外部機関からの共同研究の教員への相談件数は毎年 5 件程度あり、企業のニーズと教員のシーズのマッチングに関してはよく活動できていると評価される。また、企業ニーズと大学教員シーズのマッチングを図るためのシーズ集の作成・ホームページへの掲載は高く評価される。																																																																																	
関連資料	年報 「学内の競争的研究資金」 アンニュアルミーティング発表演題 過去 5 年間の依頼・技術相談件数と産学官連携推進チームの令和元年～令和 3 年度の取組み内容 教員シーズ集																																																																																	

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学は、「建学の精神」に基づく教育理念として、「社会で生活する人々に対する理解を深め、看護に関する専門知識・技術の修得とともに、豊かな人間性と幅広い視野や、科学的根拠に基づく問題解決能力など看護実践に関する総合的能力を養うことにより、地域社会における健康と福祉の向上に貢献し、看護の社会的使命を十分担うことのできる人材を育成する。そして、看護学の進展に寄与できる人材を育成する。」ことを掲げている。</p> <p>ここでは、本学の行う特色ある教育の状況を示すため、5つの事例を示す。</p> <p>No.1 予防的家庭訪問実習</p> <p>「予防的家庭訪問実習」は、平成25年度に文科省の「地（知）の拠点整備事業（COC事業）」に「看護学生による予防的家庭訪問実習を通じた地域のまちづくり事業」が採択されて以降、継続している。本実習は、時代の要請に応え、地域志向のケアに関する教育を逸早く導入した教育として特色がある。本実習は、開始以降、看護研究交流センターを中心に、すべての教員が教育に取り組んでいる。また、大学が立地する大分市の野津原地域や富士見ヶ丘地域の特性を活かしながら本実習を行うことで、地域住民と関係を築き、地域住民の健康・福祉の向上に寄与している。</p> <p>No.2 健康科学実験、卒業研究</p> <p>科学的根拠に基づく看護の判断力を育てるうえで特色のある代表的な科目として「健康科学実験」と「卒業研究」をあげる。「健康科学実験」は、看護学部2年次生が、ラボラトリメソッドによる基礎科学の学習を行い、実験や演習を通して、エビデンスに基づく思考や判断力を育てる教育である。また、「卒業研究」は、4年次生の必修科目であり、学生一人につき一つの研究テーマに1年かけて取り組むことで、科学的かつ論理的な考え方を学ぶ教育として取り組んでいる。</p>	<p>No.3 大学院における高度実践者教育</p> <p>大学院博士前期課程の実践者養成コースには、NP（診療看護師）を養成するNPコース、保健師を養成する広域看護学コース、助産師を養成する助産学コース、看護管理能力やリーダーシップを有する看護師を育成し認定看護管理者の受験資格を得られる看護管理・リカレントコースの4コースを開設し、高度な実践者教育を行っている。</p> <p>No.4 看護国際フォーラム</p> <p>毎年、大分県看護協会と共催で看護職者や看護学生らを対象とした看護国際フォーラムを開催している。毎年時機に合ったテーマを選定し、国内外の第一線で活躍する講師を招聘することにより、世界的・学際的視野から看護の発展に寄与するとともに国際交流の場となっている。</p> <p>No.5 大分県中小規模病院等看護管理者支援事業</p> <p>本事業は、地域医療の多くを担う、中小規模病院等の看護管理者同士が繋がりを深め、学びあうことで医療の質を高める取り組みである。本学が平成29年度から大分県、大分県看護協会、大分大学、大分県看護管理者連絡協議会の協力を得て本事業を継続している。</p>
--	--

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	予防的家庭訪問実習	45
2	健康科学実験、卒業研究（科学的根拠に基づいた教育）	46
3	大学院における高度実践者教育（NP、保健師、助産師、看護管理・リカレント）	47
4	看護国際フォーラム	48
5	大分県中小規模病院等看護管理者支援事業	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	予防的家庭訪問実習
取組の概要	<p>少子高齢化が進む日本では看護職の役割も、病院等の施設中心から地域包括ケアへとシフトを迫られている。そこで、看護学部学生が地域在住の高齢者の自宅を継続的に訪問する、新たなタイプの学修活動として本実習が構想された。平成 25～29 年度の文部科学省「地（知）の拠点整備事業」（COC 事業）に採択され、試行期間を経て平成 27 年度カリキュラム改定で全学年の必修科目となり、COC 事業終了後も本学独自の教育事業として継続実施している。</p>
取組の成果	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>本実習では大学周辺の 2 地区に住む 70 歳以上の高齢者 80 名に協力を依頼し、各学年 80 名の学部生が 1～4 年次 1 名ずつで 80 チームをつくって、各チームが同じ協力者を継続的に年 10 回程度訪問してきた（図Ⅲ-1）。学生は訪問を通じて協力者の健康や生活について学び、協力者が望む生活をできるだけ自宅で続け得るために必要な対策を考察して可能な限り実践し、合わせて地域の社会資源や課題と、世代や学年を超えた関わりの意義を学んできた。実習の目的と目標の詳細は、学生の学修度に応じて学年別に設定した。4 年次生が卒業した後は次の 1 年次生で補充し（図）、可能な限り同じチームが同じ協力者を継続的に訪問することとした。これに必要な予算として、COC 事業終了後も、各チームの訪問用物品の整備、遠方の協力者を訪問する場合のタクシー代補助などの措置を講じてきた（同事業最終報告書）。</p> <p>本実習の企画推進のために、学内では看護研究交流センター内にプロジェクトチーム（現在は地域交流チーム）を置いて専任教員・非常勤職員を配置し、全教員が各チームの担当教員として参加する体制を取った。学外ステークホルダーすなわち、自治会、民生委員、地域包括支援センター、市、看護協会等に事業推進会議への参加を呼びかけ、ここで事業の計画や評価を行う体制とした。こうした体制の構築により、協力者の辞退後に新規協力者の紹介を得ることができたり、新型コロナウイルス感染症拡大による訪問中止期間に、訪問に代えてオンラインで、協力者と交流したり地域関係者の講話を聴いたりすることができて、取組みを継続できている。</p> <p>COC 事業としての本実習の取組みは日本学術振興会による中間評価でも、看護系大学の特色を活かしており、地域・ステークホルダー・学生・教員の役割が明確であるとして、S 評価を受けた。さらに本実習の成果は、学生の実習記録の分析、学生への質問紙調査、学生へのグループインタビュー等によって検証され、地域での発表会や学会発表という形で報告してきている。これらによると、学生は高齢者とのコミュニケーションについて学ぶとともに、この地域に生活する一人の人間（生活者）として高齢者をとらえるようになり、生活環境や地域社会にも目を向けて、自分たちの視野の広がりを実感している。本実習以外でも学生が地域のサロン活動などに出てゆくようになり、また当初の想定を越えた成果として学年を超えた交流による役割の自覚、自己の成長の確認、他メンバーからの学び、等のプラス効果も見られている。学生は 4 年間を通して本実習を経験することから、本実習で学んだ視点を他の実習で活かしたり、他の実習で学んだ技術を本実習で応用したりする様子も見られている。</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: center;">  <p>図Ⅲ-1 各チームの学生の構成</p> </div> </div>
自己評価	<p>本学が公立大学として地域に貢献する使命を負う看護系単科大学であり、かつ高齢化の進行が著しい地域に所在していることを考えると、学生が地域へのアウトリーチ活動を通して高齢者から学ぶ本実習の意義は大きいと考えている。本実習が学生や協力者に与える影響について、いっそうの検証が必要である。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大により訪問活動が制限される状況がどれだけ続くか不透明な中で、学生と高齢者の交流方法の見直しや、新たな協力者の確保も課題となっている。訪問に代えて電話やタブレットを用いた交流をする方法についても、部分的に試行を始めている。</p>
関連資料	<p>予防的家庭訪問実習とは？、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業平成 28 年度評価、文部科学省地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）－看護学生による予防的家庭訪問実習を通じた地域のまちづくり事業－最終報告書、おおいた創生シンポジウム、富士見が丘公民館でのサロン活動、地域の看護職によるオンライン講義</p>

タイトル (No. 2)	健康科学実験、卒業研究（科学的根拠に基づいた教育）
取組の概要	<p>健康科学実験と卒業研究は、本学において、開学以来、実施している科学的根拠に基づく教育の代表である。いずれの科目も学生が、自らの五感を使い観察や測定、実験や調査等を実際に経験することで科学的に理解し、考える力を養う。健康科学実験は2年次の基礎系の科目として、卒業研究は学部4年間の集大成として、学生が主体的に取組む。以下に各科目の取組みの成果を示す。</p>
取組の成果	<p>1 健康科学実験</p> <p>健康科学実験は、基本的な実験演習や測定を通して、人の身体、健康に関係した事項や人間をとりまく自然環境に関する基本的な現象を体得し、理解を深める。基本的な10項目について生体科学、生体反応学、環境保健学及び健康運動学の講義・演習などで学んだことを中心に実験テーマを設定し、8つのグループでローテーションをしながら実験を行う。以下に各実験等の成果を示す。</p> <p>解剖実習やラットの解剖は各臓器の相互関係や系統的な繋がりについて、組織学実習は細胞レベルの臓器機能について理解を深めた。また、基礎微生物学実験は、感染予防や微生物感染症に用いる抗菌薬の効果を説明できるようになった。</p> <p>血液検査実習は、検体の分析手法と分析上の注意点や要点、各検査の意義を理解し、放射線に関する実験は、放射線の特性や医療上の放射線被ばくと防護、疾病特異的な染色体異常について、それぞれ説明できるようになった。</p> <p>呼吸循環器系持久力測定は、酸素摂取量、エネルギー、仕事、運動強度、運動効率について、心電図は心機能変化と心電図波形変化の関係をそれぞれ理解し、説明できた。食物栄養学実習は、食事摂取基準推奨量を理解できるようになった。</p> <p>2 卒業研究</p> <p>卒業研究は、4年次の必修4単位の科目であり、学生一人につき一つの研究テーマについて1年間研究に取組むことで問題意識をもち、科学的かつ論理的な力を獲得することを目指している。学生は指導教員と相談しながら研究テーマを考え、既習の知識・技術、倫理的考え方をもとに研究計画を立てる。さらに、調査や実験を行い、課題解決や仮説を検証し、論文作成、研究発表を行う。これらのプロセスを通して、学生が研究活動の基盤を形成することを目的としている（関連資料参照）。以下に、卒論の成果を示す。</p> <p>幅広い分野の研究が毎年行われ、卒業研究のテーマは大学のホームページに掲載している（資料3）。卒業研究発表会では4年次生が互いに質疑応答を行うなど、研究活動を通して、科学的かつ論理的な思考力が育成されている。卒業研究の評価は、ルーブリックを用いて行い、毎年ほぼ全学生が高い評価のもとで単位を取得している。卒業研究は、学生がディプロマポリシーに近づく教育効果があり、学生は卒業した後も研究活動で培った力を活かし看護の現場に貢献している。</p>
自己評価	<p>科学的根拠に基づく教育は、本学のディプロマポリシーとしても重要であり、健康科学実験や卒業研究を今後も継続する必要がある。これまでの取組みで一定の成果が得られているが、令和4年度から新たなカリキュラムも開始となり、科学的思考や判断力がより一層、重要となる。各科目において、新たなエビデンスをもとに教育を常にアップデートしていく必要がある。</p>
関連資料	<p>シラバス（健康科学実験・卒業研究） 学部教育の特徴（健康科学実験・卒業研究） 大分県立看護科学大学卒業研究</p>

タイトル (No. 3)	大学院における高度実践者教育（NP、保健師、助産師、看護管理・リカレントコース）
取組の概要	<p>大学院の実践者養成コースには4コースあり、地域医療を支える看護職のリーダーを養成している。NP（Nurse Practitioner）コースでは、患者のQOL（生活の質）向上のために医師や多職種と連携・協働し、倫理的かつ科学的根拠に基づき一定レベルの診療を行うことができる看護師、NP 資格認定試験（日本 NP 教育大学院協議会）に合格した者である NP（診療看護師）を養成している。NP 養成は、本学が日本で初めて開始した。広域看護学コースでは、家庭訪問や地域看護診断などをおこなうことで、個人、家族、地域社会をみることでできる保健師、そして社会保障システムの構築や創造ができる保健師を養成している。大学院における保健師養成は、本学が日本で初めて開始した。助産学コースでは、高度な周産期母子医療に対応すべく、ハイリスク妊産婦婦を含めたマタニティケア能力を修得し、リプロダクティブヘルスを推進できる助産師を養成している。看護管理・リカレントコースでは、保健医療福祉を取り巻く環境の変化に対応できる幅広い知識をもち、看護管理能力やリーダーシップ能力を有する看護師を育成しており、日本看護協会の認定看護管理者の受験資格を得られる。</p>
取組の成果	<p>1. NP コース NP コースは、定員 10 名（地域枠 5 名含）で令和 2 年度までに 57 名を輩出した。就職先は病院や訪問看護ステーション等で、県内・県外に約 50% ずつである。令和 3 年度は NP 教育・事業推進チームとして全学をあげて取組む体制を整備した。1 年次は週 2 日を昼夜開講としオンライン講義による双方向型の遠隔授業を基本とした。2 年次生は留年者 5 名を含む 11 名が修了した。法制度化に向けて、エビデンスの構築が重要課題である。</p> <p>2. 広域看護学コース 保健師専門科目 22 科目 48 単位（指定規則 28 単位+20 単位）で教授することにより、さまざまな健康レベルにある個人、家族、集団、地域社会の健康状態を的確に判断・評価する能力を養う教育を行っている。さらに、地域保健活動の実践を学修する 3 タイプの実習によって、高度な判断力、実践力を持つ自律した保健師、政策提言できる保健師の養成につなげている。研究的な視点による実習によって実習地の健康課題が明確になること、データや成果を可視化する技術を養い、活用することの大切さ等を通して県内保健活動の質の向上に寄与できていると考えられる。</p> <p>3. 助産学コース 高度な助産診断力と助産実践力をもつ助産師の育成をめざして、段階的 OSCE や臨地実習を強化している。全国助産師教育協議会の「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度 2010」による評価表（全 83 項目）の自己評価結果では、約 8 割の項目で全国の大学院平均得点より高く、特に「NICU における新生児と両親を支援する」の到達度は高かった。修了生の感想や意見（大学院 助産学コース「先輩たちからのメッセージ！」）から、本学で助産師取得したことへの満足感が伺える。</p> <p>4. 看護管理・リカレントコース 本コースは、看護管理能力やリーダーシップ能力をもつ人材育成を目的に教育を行っている。受講者は、保健医療福祉の様々な分野から受け入れ、目的に沿った実践力を高めるようにしている。本コースを修了した者は、日本看護協会が提示する看護管理者としての実務経験等の条件を満たせば、認定看護管理者の受験資格を得られ、既に認定を取得した修了生もいる。</p>
自己評価	<p>修了生は県内のみならず県外にも多数就職し、高度な医療を提供できる看護職者を日本全国に供給している。実習には多数の医療施設との調整が必要であることはもちろんであるが、コロナ禍にあっても、担当教員が実習施設との交渉や代わりの実習施設の開拓を行い、可能な限り臨地実習を学生に提供して来たことは高く評価できる。なお、指定規則の改正等に伴い、令和 4 年度から一部カリキュラムが変更されるため、改めて評価指標を検討し、継続的に教育の質の向上を目指す。</p>
関連資料	<p>大学院 NP コース、大学院 広域看護学コース、大学院 助産学コース、大学院 看護管理・リカレントコース</p>

タイトル (No. 4)	看護国際フォーラム																								
取組の概要	<p>地域の看護学を担う拠点として、看護職者や看護学生らを対象に、毎年 10 月末に大分県看護協会と共催で看護国際フォーラムを開催している。時機に合った関心の高いテーマを選定し、テーマに関する分野の第一線で活躍する国内外の講師を招聘し、世界的・学際的視野から看護の発展に寄与する内容でフォーラムを開催している。参加者は日英 2 か国語（同時通訳）で聴講することが可能であり、国際交流の場ともなっている。</p>																								
取組の成果	<p>平成 11 年度に第 1 回を開催し、その後毎年実施している。日本のみならず、世界の第一線で活躍している講師を招聘していることから、地域の看護職や看護学生らに最新の研究や実践を紹介する機会となっている。講演後には質疑応答、ディスカッションの時間も設けており、直接情報交換ができる貴重な場を提供している。参加者は地域や病院等で活躍する看護職のみならず、保健医療福祉分野の方々、教育関係者、高校生等多彩である。海外講師の講演は英語でも聴講できるため、近年は姉妹校・大学間協定（MOU）締結校である韓国やインドネシアの看護系大学からの参加もある。</p> <p>学部学生は無料で参加できるため、看護国際フォーラムへの参加を通して、世界の看護、保健医療福祉の現状や課題に関心を広げている。4 年次生は参加を必須としているが、全ての実習を終えたタイミングで参加できるため、実践と最新の情報を結び付けて学びを深める好機となっている。</p> <p>表Ⅲ-1 看護国際フォーラムテーマ一覧</p> <table border="1" data-bbox="296 882 1399 1348"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>開催年度</th> <th>テーマ・講演</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>平成 29 (2017)</td> <td>はたらく看護職のストレスを活力に換える！ 医療者の身体的・精神的及びスピリチュアルストレス 他</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>平成 30 (2018)</td> <td>看護におけるリーダーシップ (開学 20 周年記念事業として全学年参加)</td> <td>339</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>令和元 (2019)</td> <td>のぞむ最期を支えるケアアドバンス・ケア・プランニング (ACP) について考えるー</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>令和 2 (2020)</td> <td>AI・ICT が創る医療・看護の可能性を語ろう テクノロジーと AI の看護シミュレーションへの統合 他</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>令和 3 (2021)</td> <td>コロナ禍における看護職のメンタルサポート NY の看護師が経験した不安と抑うつーCOVID パンデミック第一波における患者ケアからー 他</td> <td>208</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和 2 年度、令和 3 年度は COVID-19 感染拡大により対面での開催が困難であったため、オンライン開催となったが、例年通り海外講師も参加し、県内外から多くの参加者があった。参加者アンケートの過去 5 年間（平成 29～令和 3 年）の結果では講演内容について 94%が「とても満足」「ほぼ満足」と回答しており、高い満足度を示している。</p>	回数	開催年度	テーマ・講演	参加者	19	平成 29 (2017)	はたらく看護職のストレスを活力に換える！ 医療者の身体的・精神的及びスピリチュアルストレス 他	174	20	平成 30 (2018)	看護におけるリーダーシップ (開学 20 周年記念事業として全学年参加)	339	21	令和元 (2019)	のぞむ最期を支えるケアアドバンス・ケア・プランニング (ACP) について考えるー	208	22	令和 2 (2020)	AI・ICT が創る医療・看護の可能性を語ろう テクノロジーと AI の看護シミュレーションへの統合 他	232	23	令和 3 (2021)	コロナ禍における看護職のメンタルサポート NY の看護師が経験した不安と抑うつーCOVID パンデミック第一波における患者ケアからー 他	208
回数	開催年度	テーマ・講演	参加者																						
19	平成 29 (2017)	はたらく看護職のストレスを活力に換える！ 医療者の身体的・精神的及びスピリチュアルストレス 他	174																						
20	平成 30 (2018)	看護におけるリーダーシップ (開学 20 周年記念事業として全学年参加)	339																						
21	令和元 (2019)	のぞむ最期を支えるケアアドバンス・ケア・プランニング (ACP) について考えるー	208																						
22	令和 2 (2020)	AI・ICT が創る医療・看護の可能性を語ろう テクノロジーと AI の看護シミュレーションへの統合 他	232																						
23	令和 3 (2021)	コロナ禍における看護職のメンタルサポート NY の看護師が経験した不安と抑うつーCOVID パンデミック第一波における患者ケアからー 他	208																						
自己評価	<p>平成 11 年度以降継続的に実施し、令和 3 年度は第 23 回を数えた。平成 29～令和 3 年の 5 年間では、日本、韓国、米国、オーストラリアから計 15 名の講師が講演し、のべ 1161 名が参加した。大分県看護協会との共催により、臨床で活躍する看護職者にも広く広報することができており、地域貢献につながる活動となっている。毎年参加者にアンケートを実施し、テーマ及び講演内容への満足度やニーズを調査し、次年度のテーマ検討や運営改善に活かすことができています。</p>																								
関連資料	<p>創立 20 周年記念誌 過去の看護国際フォーラムのテーマ</p>																								

タイトル (No. 5)	大分県中小規模病院等看護管理者支援事業
取組の概要	<p>平成 29 年度より開始された大分県中小規模病院等看護管理者支援事業（以下、本事業）は、看護管理能力向上のための対話型組織開発を用いた取組みである。大分県の保健所保健師が二次医療圏ごとに事務局を担う「看護の地域ネットワーク（以下、看護ネット）」に参加する多様な施設の看護管理者が、自施設の人材育成等に関する看護管理について、他施設の管理者との対話をとおして、看護管理の知識やスキルを高め合い、現場の改善に繋げることを目的としている。</p>
取組の成果	<p>1 取組みの詳細</p> <p>本学は、大分県の看護職員確保定着推進計画における、「看護職員の離職防止・定着対策の強化」の基本目標である「看護管理者能力向上の為の支援」のため、平成 29 年度に厚生労働省看護職員確保対策特別事業費を得て、大分県中小規模病院等看護管理者支援事業を開始、平成 30 年以降は、大分県の地域医療介護総合確保基金を得て本事業を継続している。</p> <p>本事業は、病院や訪問看護ステーションなど、多様な施設の看護管理者が、地域医療の向上にむけて、医療現場の看護管理の改善を話し合う取組みである。本学は、本事業を運営するために大分県中小規模病院等看護管理者支援協議会（以下、協議会）を設置し事務局を担っている。協議会は、本学及び大分県、大分県看護協会、大分大学、大分県看護管理者連絡協議会が協力している。大分県の保健所保健師が二次医療圏ごとに事務局を担う「看護の地域ネットワーク」は、本事業の基盤であり、看護の地域ネットワークのメンバーである看護管理者が、本事業の会議に集い、看護管理の改善について話し合う。本事業は、1 地域につき 2 年間、隔月で会議を開き、毎年 2 地域で行われている。この会議には、本学や大分大学の教員と大分県看護協会から推薦された認定看護管理者も出席し、参加者に対する支援を行う。さらに、各地域における看護管理の改善に関する取組みは、地域の看護管理者が、年 1 回の研修会で発表し、県内全体で共有する。</p> <p>2 取組みの成果</p> <p>本事業は、これまで大分県の豊肥地域、南部地域、豊後高田地域、国東地域、宇佐高田地域の 5 か所で実施した。これらの事業に参加した看護管理者（以下、参加者）は、5 年間で延べ 200 名を超える。参加者は、地域の繋がりを深めながら、自施設の看護管理の改善にむけて、人材育成、業務改善・効率化に取り組んでいる。研修会の参加者は、5 年間で延べ 700 名を超え、各地域の参加者の発表を聴くことで、看護管理に関する様々な取組みを知り、地域や自施設における改善へのヒントを得ている。また、全ての参加者が、互いに改善に向けた活力を得る場となっている。</p> <p>3 今後の展開</p> <p>本事業の参加者は、地域の繋がりを深めながら自施設の看護や医療が改善されることで、地域住民に対し質の高い医療・看護を提供することに繋がっている。本事業は、毎年新しい地域を開拓し、大分県の約半分の地域で事業が行われている。今後も新たな地域を開拓しながら、中小規模病院等の看護管理者を支援する活動を行う。さらに、令和元年度からは大阪府南河内の看護管理者とも交流を始めており、その他の県外地域からも関心が寄せられている。今後の展開として、大分県の取組みを好事例とした全国への水平展開を行っていきたい。</p>
自己評価	<p>本事業は、大分県の中小規模病院等の看護管理者同士が、地域で繋がりを深めながら共に学ぶ機会になっている。看護管理のアンケートによる事業開始前後比較では、看護管理状況及び看護管理行動における多くの項目で評価の向上がみられ、さらに本事業の運営側である本学及び県内の関係機関の繋がりが深められていることから、大分県の医療と看護の質を高めていくうえで、本事業の貢献度は高いものと考えられる。地域医療の多くを支える中小規模病院等が、質の高い医療や看護を継続できるよう、今後も本事業を継続していきたい。</p>
関連資料	<p>大分県中小規模病院等看護管理者支援事業報告書（平成 29 年度） 中小規模病院等の人材育成に関する看護管理向上のプロセス—地域の看護ネットワークを基盤としたアクションリサーチ—（日本看護管理学会誌 Vol. 25, No. 1, 118-128, 2021）</p>

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(令和4年5月1日現在)

事項		記入欄								備考			
大学の名称		大分県立看護科学大学											
学校本部の所在地		大分県大分市大字廻栖野2944-9											
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地						備考			
		看護学部看護学科	平成10年4月1日	大分県大分市大字廻栖野2944-9									
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地						備考			
	看護学研究科看護学専攻(M) 看護学専攻(D) 健康科学専攻(M) 健康科学専攻(D)	平成14年4月1日 平成16年4月1日 平成21年4月1日 平成21年4月1日	大分県大分市大字廻栖野2944-9 大分県大分市大字廻栖野2944-9 大分県大分市大字廻栖野2944-9 大分県大分市大字廻栖野2944-9										
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地						備考			
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地						備考				
		学生募集停止中の学部・研究科等											
教員組織	学士課程	学部・学科等の名称		専任教員等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
		看護学部看護学科	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	6人	6.27人	
		(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	7人	4人	—	—	—	
		計	14人	14人	4人	20人	52人	19人	10人	3人	6人	人	
	大学院課程	研究科・専攻等の名称		研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤教員	備考
		看護学研究科看護学専攻(M)	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	人	人	
		健康科学専攻(M)	13人	4人	2人	15人	6人	4人	6人	12人	人	人	
		看護学専攻(D)	13人	7人	4人	17人	6人	4人	6人	12人	人	人	
		健康科学専攻(D)	10人	4人	2人	12人	6人	4人	6人	12人	人	人	
	計	55人	22人	24人	79人	24人	16人	24人	48人	0人	0人		
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		専任教員							助手	非常勤教員	備考	
	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数	うちみなし教員数	人	人			
	該当無し	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

施設・設備等	区分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考		
	校地等	校舎敷地面積		—	57,990 m ²	0 m ²	0 m ²		57,990 m ²	
運動場用地		—	13,140	0	0	13,140				
校地面積計		3,200 m ²	71,130 m ²	0 m ²	0 m ²	71,130 m ²				
その他		—	10,088	0	0	10,088				
校舎等	区分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計			
	校舎面積計		4,561 m ²	14,922 m ²	0 m ²	0 m ²	14,922 m ²			
	学部・研究科等の名称		室数							
	看護学部		56室							
	看護学研究科		56室							
	区分		講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設			
	大分県立看護科学大学		8室	8室	8室	1室	0室			
	研修・実習センター		1室	11室						
	図書館等の名称		面積	閲覧座席数						
	大分県立看護科学大学附属図書館		929 m ²	88席						
サテライトキャンパス										
図書資料等	図書館等の名称		図書[うち外国書]	学術雑誌[うち外国書]	電子ジャーナル[うち外国書]					
	大分県立看護科学大学附属図書館		83,779 [7,199] 冊	647 [161] 種	606 [606] 種					
			[]	[]	[]					
			[]	[]	[]					
	計		83,779 [7,199] 冊	647 [161] 冊	606 [606] 冊					
体育館	面積									
	大分県立看護科学大学		1,067 m ²							

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 10 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。

なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(令和4年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護学部	看護学科	志願者数	358	415	501	405	451	101%	
		合格者数	88	93	91	88	90		
		入学者数	83	80	80	81	80		
		入学定員	80	80	80	80	80		
		入学定員充足率	104%	100%	100%	101%	100%		
		在籍学生数	338	334	331	329	326		
		収容定員	320	320	320	320	320		
収容定員充足率	106%	104%	103%	103%	102%				
学部合計		志願者数	358	415	501	405	451	101%	
		合格者数	88	93	91	88	90		
		入学者数	83	80	80	81	80		
		入学定員	80	80	80	80	80		
		入学定員充足率	104%	100%	100%	101%	100%		
		在籍学生数	338	334	331	329	326		
		収容定員	320	320	320	320	320		
収容定員充足率	106%	104%	103%	103%	102%				

研究科名	専攻名	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護学研究科	(看護学専攻 博士課程前期)	志願者数	40	49	54	50	51	94%	
		合格者数	33	34	31	29	36		
		入学者数	30	32	29	22	32		
		入学定員	30	30	30	30	35		
		入学定員充足率	100%	107%	97%	73%	91%		
		在籍学生数	66	67	73	59	54		
		収容定員	60	60	60	60	65		
	収容定員充足率	110%	112%	122%	98%	83%			
	(健康科学専攻 博士課程前期)	志願者数	1	1	3	0	2	60%	
		合格者数	1	1	2	0	2		
		入学者数	1	1	2	0	2		
		入学定員	2	2	2	2	2		
		入学定員充足率	50%	50%	100%	0%	100%		
		在籍学生数	1	2	3	2	2		
収容定員		4	4	4	4	4			
収容定員充足率	25%	50%	75%	50%	50%				
看護学研究科	(看護学専攻 博士課程後期)	志願者数	3	2	3	3	4	130%	
		合格者数	3	2	1	3	4		
		入学者数	3	2	1	3	4		
		入学定員	2	2	2	2	2		
		入学定員充足率	150%	100%	50%	150%	200%		
		在籍学生数	18	19	20	20	20		
		収容定員	6	6	6	6	6		
	収容定員充足率	300%	317%	333%	333%	333%			
	(健康科学専攻 博士課程後期)	志願者数	1	0	2	2	1	40%	
		合格者数	1	0	2	2	0		
		入学者数	1	0	1	2	0		
		入学定員	2	2	2	2	2		
		入学定員充足率	50%	0%	50%	100%	0%		
		在籍学生数	6	6	7	8	8		
収容定員		6	6	6	6	6			
収容定員充足率	100%	100%	117%	133%	133%				
大学院合計		志願者数	45	52	62	55	58	91%	
		合格者数	38	37	36	34	42		
		入学者数	35	35	33	27	38		
		入学定員	36	36	36	36	41		
		入学定員充足率	97%	97%	92%	75%	93%		
		在籍学生数	91	94	103	89	84		
		収容定員	76	76	76	76	81		
		収容定員充足率	120%	124%	136%	117%	104%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考		
		入学者数(2年次)								
		入学定員(2年次)								
		入学者数(3年次)								
		入学定員(3年次)								
		入学者数(4年次)								
		入学定員(4年次)								
		入学者数(2年次)								
		入学定員(2年次)								
		入学者数(3年次)								
		入学定員(3年次)								
		入学者数(4年次)								
		入学定員(4年次)								
		学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
				入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
入学者数(3年次)	0			0	0	0	0			
入学定員(3年次)	0			0	0	0	0			
入学者数(4年次)	0			0	0	0	0			
入学定員(4年次)	0			0	0	0	0			

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（<編入学>の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。